

北秋田市環境基本計画

～自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり～

(中間見直し版)

北 秋 田 市

令和3年 月

はじめに



令和 年 月

北秋田市長 津 谷 永 光

目次

序章 中間見直しにあたって	1
1 中間見直しの趣旨	2
2 ゼロカーボンシティの宣言	3
3 本計画とSDGsの関わり	3
第1章 計画の基本的事項	4
1-1 計画策定の背景・目的	5
1-2 計画の位置づけと役割	7
1-3 市民・事業者・市の基本的な役割	8
1-3-1 市民の役割	8
1-3-2 事業者の役割	8
1-3-3 市の役割	8
1-4 計画の対象	9
1-4-1 計画の対象とする期間	9
1-4-2 計画の対象区域	9
1-4-3 計画の対象とする環境の範囲	9
第2章 環境の現状と課題	10
2-1 北秋田市のすがた	11
2-2 環境要素ごとの現状と課題	16
2-2-1 生活環境	16
2-2-2 自然環境	24
2-2-3 地球環境・資源循環	28

2-2-4. 歴史・文化的環境	38
2-2-5. 参加行動	45
2-3. SDGsに関する認知度と脱炭素社会に向けた取り組み	48
第3章 計画の方向性	53
3-1. 目指すべき環境像	54
3-2. 基本方針と基本目標	55
3-3. 計画の体系	59
第4章 環境施策の展開	60
4-1. 住環境の充実と公害の防止	61
4-2. 自然の活用と保全	63
4-3. 循環型社会の推進	64
4-4. 街並みと文化の継承	66
4-5. 環境パートナーシップの構築	67
第5章 計画の推進体制及び進行管理	69
5-1. 計画の推進体制	70
5-2. 計画の進行管理	71
資料編	72
資料1 北秋田市環境基本計画策定の経過	73
資料2 北秋田市環境審議会委員名簿	74
資料3 北秋田市環境基本条例	75
資料4 環境に関するアンケート結果（その他の意見）	80
資料5 用語解説	94

序 章 中間見直しにあたって

1. 中間見直しの趣旨
2. ゼロカーボンシティの宣言
3. 本計画とSDGSの関わり

序章 中間見直しにあたって

1. 中間見直しの趣旨

本市では、平成29年(2017年)2月に「北秋田市環境基本計画」を策定し、目指すべき環境像に「自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり」を掲げ、この環境像の実現に向けて、市民・事業者・市の各主体が取り組むべき施策を定め、環境の保全と創造に関する施策を展開してきました。

こうした中で、平成30年(2018年)4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、持続可能な開発目標(※SDGs)の考え方を活用しながら、持続可能な循環共生型の社会の実現に向けた、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を定めました。特に、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしています。

また、令和2年(2020年)10月には、首相の所信表明において、「令和32年(2050年)までに※温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする※カーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、この挑戦を経済と環境の好循環につなげていくとしています。

秋田県においても、令和3年(2021年)3月に「第3次秋田県環境基本計画」を策定し、これまでの「自然と人との共生可能な社会の構築」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成」、「地球環境保全への積極的な取組」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」の4つの方針に基づく取り組みを推進することに加え、SDGsや地域循環共生圏の考え方を取り入れること、また、人口減少、高齢化社会にも対応した環境施策を計画することで、環境・経済・社会の統合的な向上を目指すこととしています。

令和3年度(2021年度)は本計画の中間年度にあたることから、国や秋田県の環境施策の動向を踏まえ、本計画の方向性を維持しながら、環境施策のさらなる推進を図るため、中間見直しを行うこととしました。

2. ゼロカーボンシティの宣言

脱炭素社会に向けて、令和 32 年度(2050 年度)までに温室効果ガス(二酸化炭素)排出実質ゼロに取り組む「※ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民や事業者と一体となって、地球温暖化対策を着実に推進していきます。

3. 本計画とSDGsの関わり

















SDGs は、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、平成 27 年(2015 年)9月の国連総会で採択され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成される令和 12 年(2030 年)までの国際社会共通の目標です。

SDGs には、環境・経済・社会をめぐる幅広い分野にわたる目標が掲げられており、気候変動をはじめ、再生可能エネルギーや※生物多様性など、環境に関する項目が多く含まれています。

地方自治体においても、SDGs の達成に貢献する取り組みを進めていくことが求められている中で、本計画の担う役割は大きなものとなっています。

本計画に定める 4 つの基本目標と SDGs の関わりは次表のとおりであり、本計画を推進することで、SDGs の実現にも貢献します。

【北秋田市環境基本計画に定める基本目標とSDGs】

基本目標	施策の展開方向	持続可能な開発目標 (SDGs)
健康で安心して暮らせる住みよいまち	住環境の充実と公害の防止	   
豊かな自然と共生し未来につげるまち	自然の活用と保全	   
資源を大切に環境をまもるまち	※循環型社会の推進	   
みんなで環境について考え行動するまち	街並みと文化の継承 環境パートナーシップの構成	   

第1章 計画の基本的事項

- 1-1. 計画策定の背景・目的
- 1-2. 計画の位置づけと役割
- 1-3. 市民・事業者・市の基本的な役割
 - 1-3-1. 市民の役割
 - 1-3-2. 事業者の役割
 - 1-3-3. 市の役割
- 1-4. 計画の対象
 - 1-4-1. 計画の対象とする期間
 - 1-4-2. 計画の対象区域
 - 1-4-3. 計画の対象とする環境の範囲

第1章 計画の基本的事項

1-1. 計画策定の背景・目的

今日の世界的な社会経済活動や産業活動の拡大に伴い、資源の大量消費・大量廃棄や、※地球温暖化、オゾン層の破壊、※酸性雨などの環境問題が引き起こされてきました。こうしたことから、平成4年6月に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、21世紀に向け持続可能な開発を実現するための行動計画「※アジェンダ21」が採択されるなど、国際的な環境問題の取り組みの重要性が発信されました。

これを受け日本では、平成5年に「環境基本法」が制定され、翌年に「第一次環境基本計画」が策定されたのち、地球温暖化対策や循環型社会形成、生物多様性などについて、法整備や行動にむけた計画づくりが進められてきました。最近では、平成27年12月に気候変動枠組み条約第21回締結国会議（※COP21）がパリで開催され、歴史上はじめて、すべての国を対象とした温室効果ガスの排出量削減のための新たな国際的枠組みが決定され、日本においても、2030年目標（温室効果ガス排出量の2013年比26%削減）を提出しました。この20年間で環境への意識は、節電などの省エネルギーへの取り組みや、化石燃料由来のエネルギーから自然エネルギーへの転換、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から「※3R」を基本的な考え方とした循環型社会の形成推進など、限りある資源を大切にしていく意識へと、国際社会全体で変わってきています。

地球温暖化などの大規模な環境問題から、地域における不法投棄などの問題まで、環境問題は一朝一夕に解決できるものではありません。わたしたち一人ひとりが、これまでの活動を振り返り、日常生活での環境負荷を減らす行動を継続的に積み重ねていくことが重要です。その積み重ねが、ひいては大規模な環境問題の対応へとつながります。

このような状況を踏まえ、本市では平成28年3月に、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくため、「北秋田市環境基本条例」を制定しました。国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」では、2020年には当市の人口が29,765人（高齢化率40.9%）、2040年には18,630人（高齢化率49.9%）となると推計されており、人口が減少し高齢化が進むことにより環境の課題も大きく変わるものと考えられます。これまでに蓄積されてきた環境問題や、今後予想される長期的な環境問題に対応すべく、

本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の方向を定め、現在及び将来の北秋田市民の健康で文化的な生活及び豊かな自然を確保し、もって様々な環境問題の対策へ寄与することを目的とします。

1-2. 計画の位置づけと役割

本計画は、「北秋田市環境基本条例」第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第8条の規定に基づき策定されるもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけます。

北秋田市環境基本条例 抜粋

(基本理念)

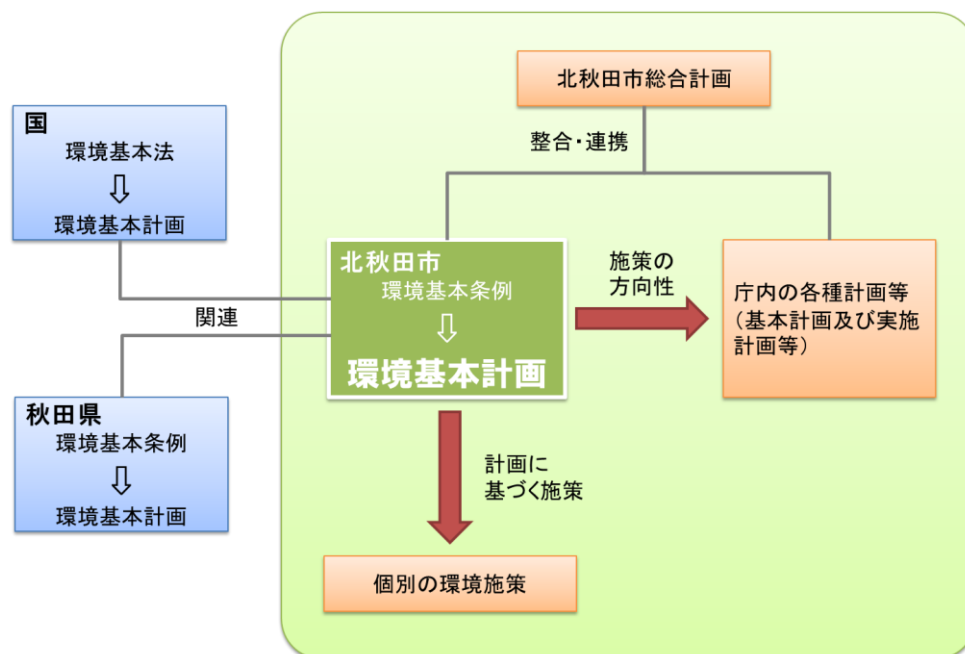
第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって行うものとする。

3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が生態系などの地球全体の環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活において推進するものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。



1-3. 市民・事業者・市の基本的な役割

今日の環境問題は、日常生活や事業活動による環境への負荷が蓄積したものであり、地球温暖化に見られるように、地域における行為が地球全体にまで広がりを持っています。また、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという側面を持っています。

このことから、本市を取り巻く環境問題を解決していくためには、市はもとより、市民や事業者においても、自ら、環境への負荷の低減を図るために取り組んでいくことが大切になります。市民・事業者・市がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが重要です。

1-3-1. 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力や、地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

1-3-2. 事業者の役割

事業者は、従業員も含めた事業所全体で事業活動が環境に与える影響を認識し、事業活動に伴って発生する公害や環境保全上の支障の防止に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力や、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

1-3-3. 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、環境に関する情報の収集や提供、啓発を継続して行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援することが求められます。

1-4. 計画の対象

1-4-1. 計画の対象とする期間

本計画の期間は、平成29年4月から平成39年（令和9年）3月までの10年間とします。なお、環境の状況、社会経済状況などの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-4-2. 計画の対象区域

本計画の対象とする地域は、北秋田市全域とします。なお、北秋田市を含む広域的な環境問題や地球規模の問題への配慮も十分に行います。

1-4-3. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする「環境」の範囲と主な要素を以下のように定めます。また、本市を取り巻く環境問題を解決していくため、市民、事業者などによる「参加行動」も対象とします。

分野	環境要素	
生活環境	大気、騒音、振動、水質、臭気、土壌、廃棄物	など
自然環境	森林、田園、動植物、河川、湖沼	など
地球環境・資源循環	3R、地球温暖化、省エネルギー	など
歴史・文化的環境	公園、緑地、文化財、景観	など



参加行動	ボランティア活動、環境学習	など
------	---------------	----

SDGs・脱炭素社会	認知度、取り組み	など
------------	----------	----

第2章 環境の現状と課題

2-1. 北秋田市のすがた

2-2. 環境要素ごとの現状と課題

2-2-1. 生活環境

2-2-2. 自然環境

2-2-3. 地球環境・資源循環

2-2-4. 歴史・文化的環境

2-2-5. 参加行動

2-3. SDGSに関する認知度と脱炭素社会に向けた取り組み

第2章 環境の現状と課題

2-1. 北秋田市のすがた

(1) 位置

北秋田市は秋田県の北部中央に位置し、面積は1152.76平方キロメートルと、秋田県全体の約10パーセントを占めています。

県都秋田市から北東へ約60キロメートル、東は大館市・鹿角市、南は上小阿仁村に隣接しているほか、西は能代市に近接するなど県内主要都市に近く、本市の中心部であるJR鷹ノ巣駅からの距離は、大館市が約17キロメートル、能代市・鹿角市が約30キロメートルとなっています。



(2) 地勢

東西には国道7号線とJR奥羽本線、南北には国道105号、285号、そして、鷹巣と秋田新幹線のおおる角館を結ぶ秋田内陸線、また、東京便が定期便として運航されている大館能代空港が主要な交通網を形成しています。平成28年10月には、日沿道鷹巣大館道路（鷹巣IC～二井田真中IC）が開通したことで、北秋田市から小坂JCTを通り東北自動車道までを結ぶ高速交通体系が確立されました。平成30年3月には、大館能代空港ICまでの延長13.9kmが整備され、令和元年12月には大館能代空港ICから蟹沢ICまでの延長5.3kmが整備されております。

北部を横断する米代川中流部の鷹巣盆地を中心として、この盆地と米代川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に優れた農地を形成し、市街地や集落が点在しています。また、県立自然公園に指定されている森吉山麓を中心にクマゲラの棲むブナの原生林や多数の瀑布が散在し、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれています。

(3) 気候

内陸性で年較差が激しく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いため森吉地域、阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されています。平成27年は、年間降水量は、1364.5mm、年間平均気温は11℃、最高気温は34.9℃、最低気温は-9.4℃でした(鷹巣観測地)。令和2年は、年間降水量は、1853.5mm、年間平均気温は11.4℃、最高気温は37.9℃、最低気温は-10.0℃でした(鷹巣観測地)。

(4) 沿革

旧4町は、上小阿仁村を含め「鷹巣阿仁部」として昭和30年の昭和の合併以前から経済・社会面で同一の生活圏を形成し、互いに影響し合いながら歴史を刻んできました。昭和46年には鷹巣阿仁広域市町村圏組合が設立され、広域行政がスタート。秋田内陸線の全線開業や大館能代空港の建設促進などでも協同歩調を取ってきました。その後、平成15年6月の鷹巣阿仁地域合併検討準備会発足以来、合併のための協議を重ね、平成17年に新市が誕生、現在に至っています。

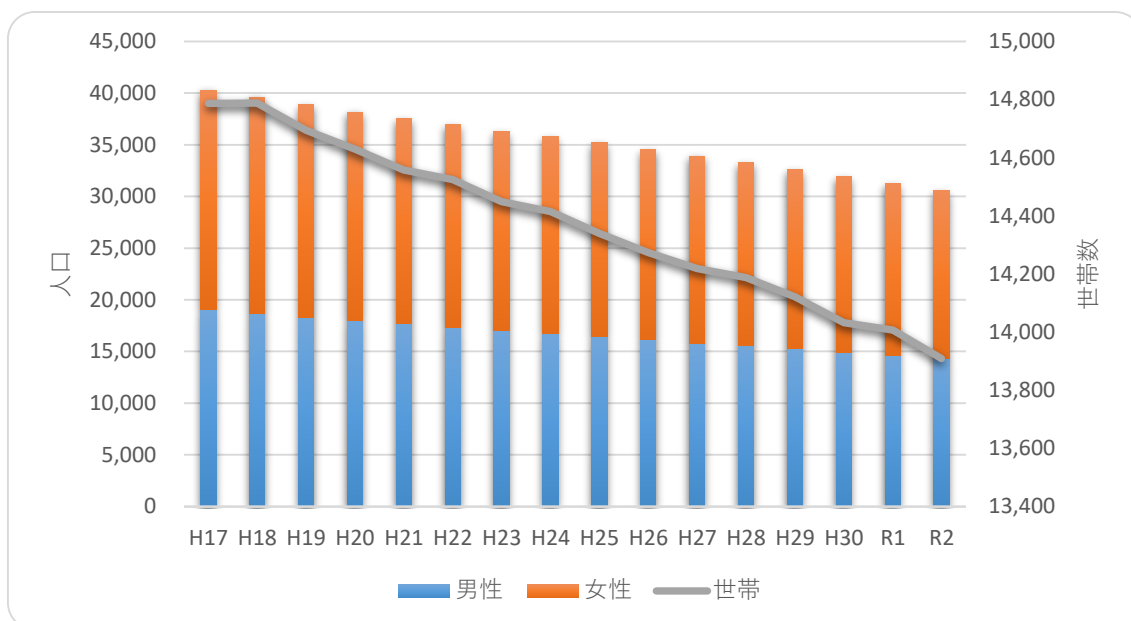
年 月 日	できごと
昭和30年3月31日	上大野村、下大野村、落合村、下小阿仁村が合併し、合川町が誕生。
昭和30年4月1日	阿仁合町と大阿仁村が合併、阿仁町が誕生。 鷹巣町、坊沢村、栄村、沢口村、七座村の5か町村が合併、新鷹巣町が誕生。
昭和30年4月30日	綴子村、七日市村が鷹巣町に編入合併。
昭和31年9月30日	米内沢町と前田村が合併、森吉町が誕生。
平成17年3月22日	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町が合併し、北秋田市が誕生。

市街地風景



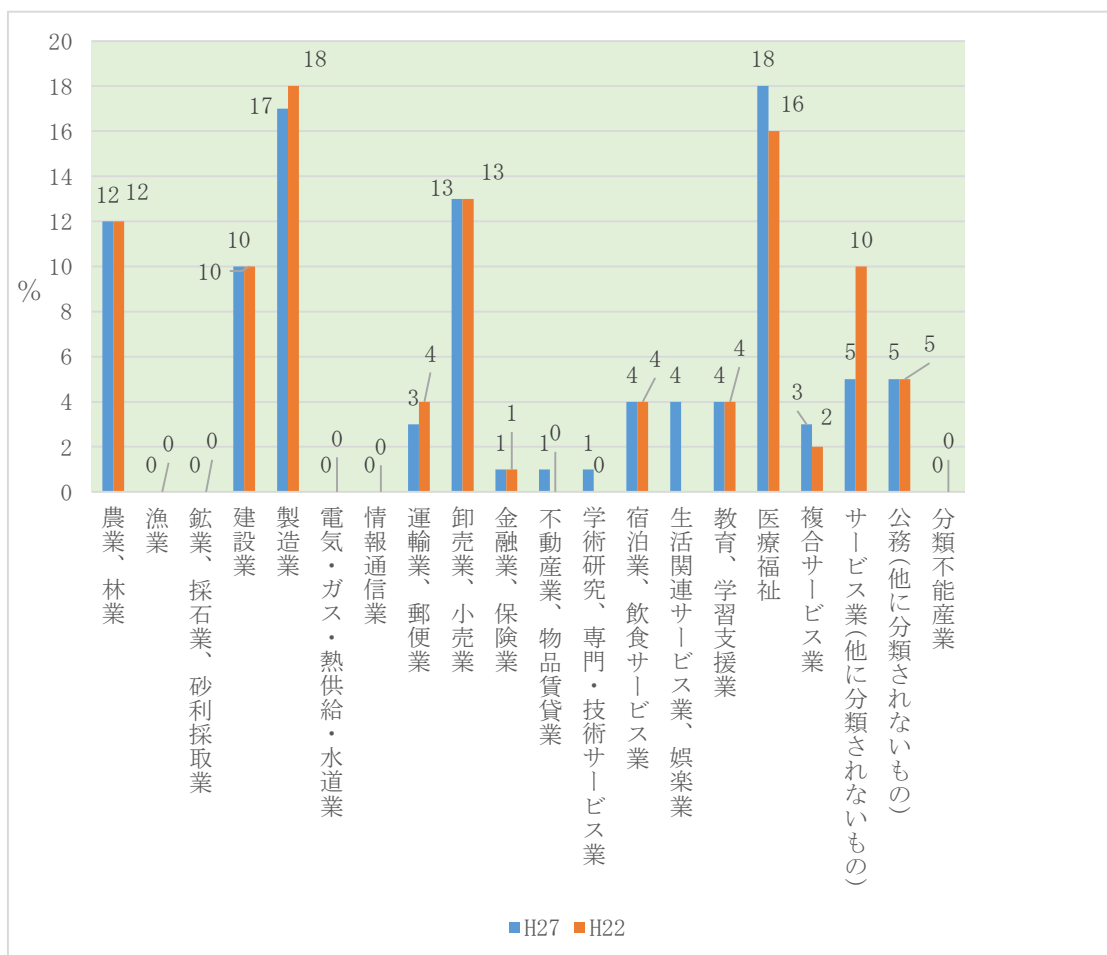
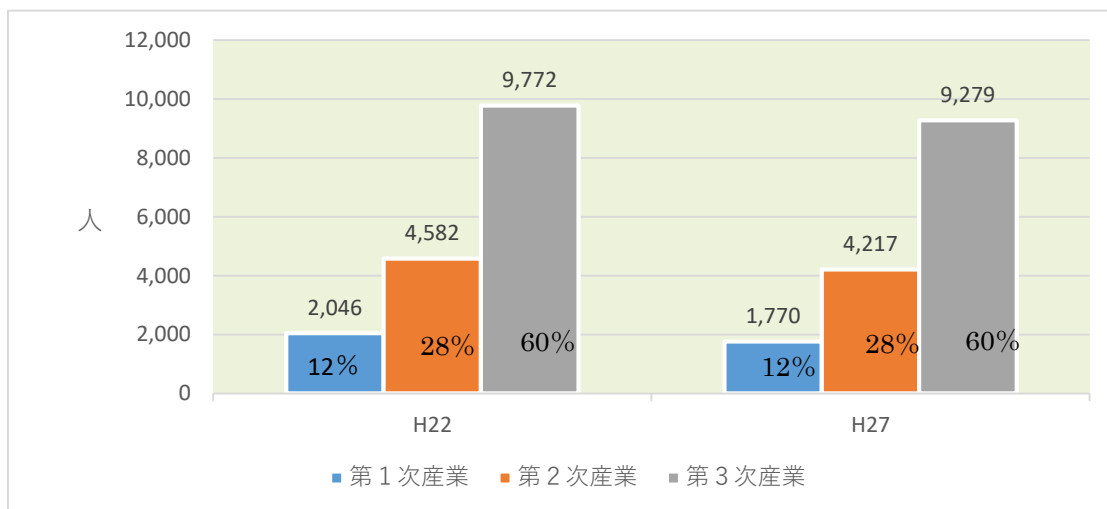
(5) 人口

本市の人口は、平成27年度で、33,912人、世帯数は14,218世帯となっており、少子高齢化等による人口減少が続いています。令和2年度では、30,565人、世帯数は13,909世帯となっており5年間で3,347人、309世帯の減少となっています。



(6) 産業構造

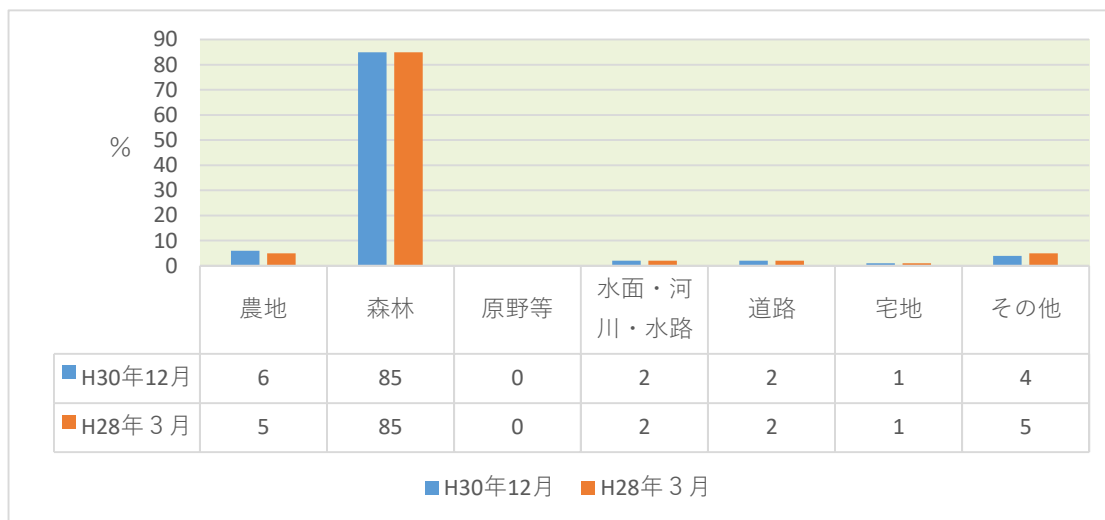
産業は、稲作を中心とした農業や、衣服・木材、電子部品などの製造業、医療・福祉が主で、産業別就業人口では第三次産業が約60パーセントを占めています。平成27年においても産業別就業人口の割合について変化はありません。



資料：平成22年国勢調査（総務省統計局）平成27年国勢調査（総務省統計局）

(7) 土地利用

地目別土地利用面積の割合は、森林が最も広く全面積の85%を占めています。



資料：秋田県の土地利用【土地利用に関する概況】平成28年3月（秋田県建設部）

秋田県の土地利用【土地利用に関する概況】平成30年12月（秋田県建設部）

(8) 水利用

本市の水利用として、平成27年度・令和2年度の※上水道・※簡易水道の使用量などは以下のとおりです。

		R2	H27
上水道	給水区域内人口（人）	21,027	10,439
	給水人口（人）	19,683	9,472
	普及率（%）	93.6	90.7
	年間給水量（m ³ ）	2,275,594	1,077,133
	1人1日平均給水量（ℓ/人/日）	317	311
簡易水道	給水区域内人口（人）	9,313	23,153
	給水人口（人）	8,802	21,965
	普及率（%）	94.5	94.9
	年間給水量（m ³ ）	843,643	2,156,321
	1人1日平均給水量（ℓ/人/日）	263	269

※H27は、会計で分類、R2は認可で分類 資料：北秋田市水道局

2-2. 環境要素ごとの現状と課題

ここでは、「生活環境」「自然環境」「地球環境・資源循環」「歴史・文化的環境」「参加行動」の5つの分野ごとの現状およびアンケート結果から、本市における課題を抽出します。

アンケートは、本市の環境についての感じることや、関心のあるものなどについて、市民の意見を、本計画に反映させるため、市民、中学生、事業者を対象に実施したものです。

アンケート回収結果 ※()内は前回結果

	市民	中学生	事業者
配布数	1,000(1,000)	201(195)	50(50)
回収数	449(508)	182(184)	36(35)
回収率(%)	45(51)	90(94)	72(70)

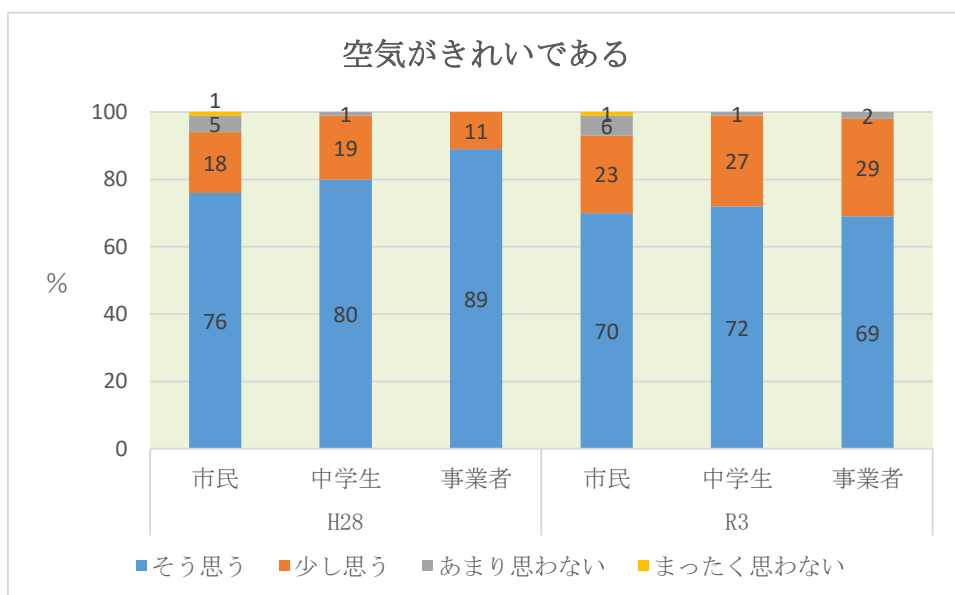
2-2-1. 生活環境

(1) 大気

大気汚染の主な原因となるものは、自動車からの排気ガス、事業活動からの排出ガスなどがあり、大気汚染物質による酸性雨・酸性雪などの環境への影響が考えられます。

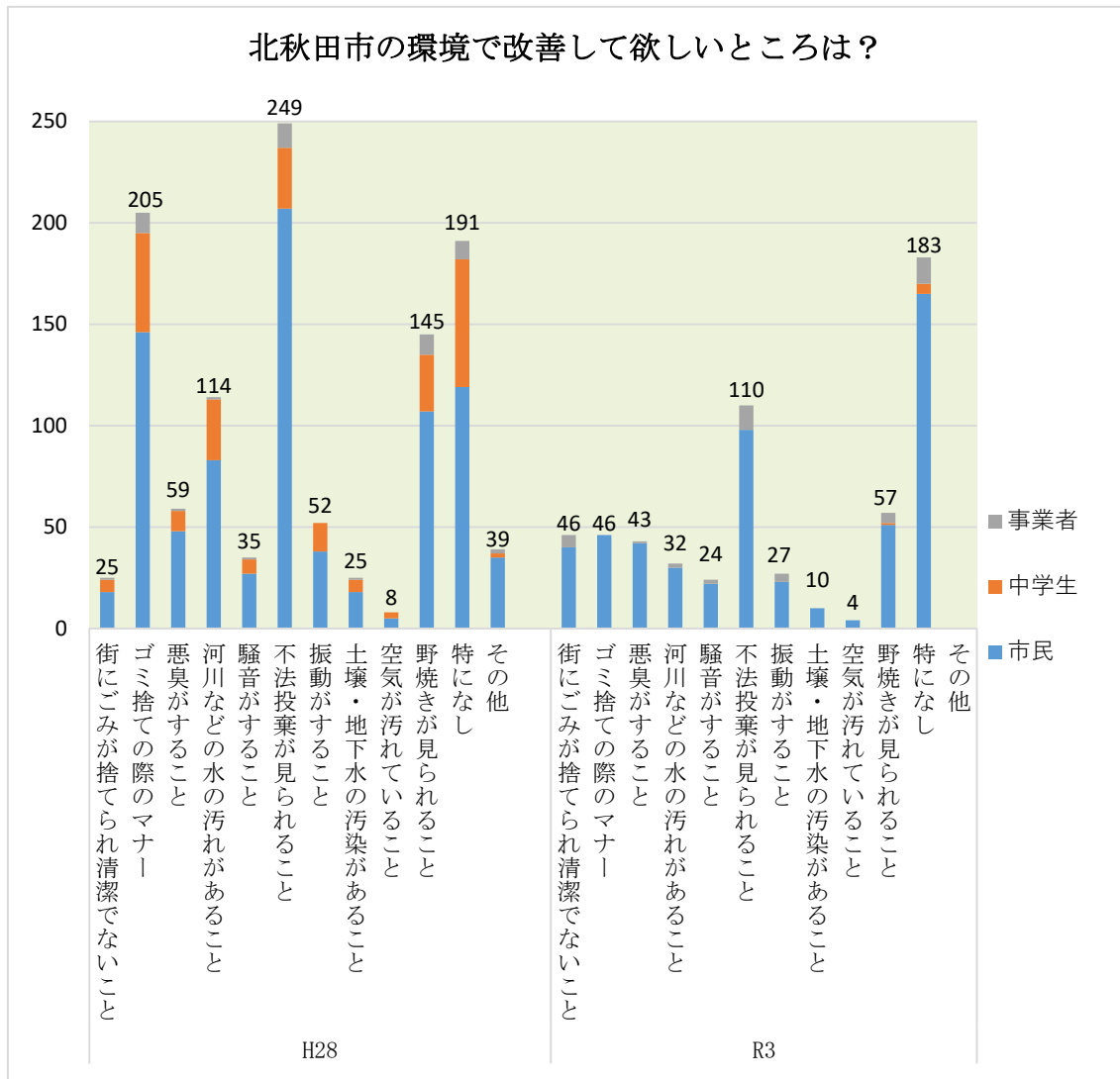
東北地方の各市が共同で酸性雪の実態調査を実施しており、本市においても、これに加わり調査しておりますが、周辺地域と比較して異常値は観測されておりません。また、市内の身近な生活環境などの放射線量を把握するための調査を平成23年1月から実施しており、これまで毎月測定してきておりますが、秋田県の通常レベルを超える数値は観測されていません。

アンケートによる大気環境についての結果は、空気がきれいだと思うかどうかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、中学生、事業者いずれも9割を超えた回答となりましたので、良好な環境を引き続き維持していくことが必要です。令和3年度のアンケートでも同様な回答となりました。



しかし、改善して欲しいところのアンケート結果においては、「※野焼きがみられること」の回答が多くみられました。野焼きについては、自宅でのごみ焼きや田んぼでの稲わら焼きの苦情相談が寄せられますが、啓発活動や巡回活動の実施により、相談件数については減少傾向にあります。ごみの野焼きは禁止ですが、稲わらなどについては、秋田県条例では毎年10月1日～11月10日を焼却禁止期間として規定しており、当市もその期間中は、農地などでパトロールをしております。野焼きについての防止のための啓発及び巡回活動の強化をしていく必要があります。

令和3年度アンケートにおいては、前回同様に「野焼きが見られること」の回答が多くみられました。前回アンケートよりは減少していますが、継続した啓発活動及び巡回活動が必要です。



もみ殻焼き



ごみの野焼き

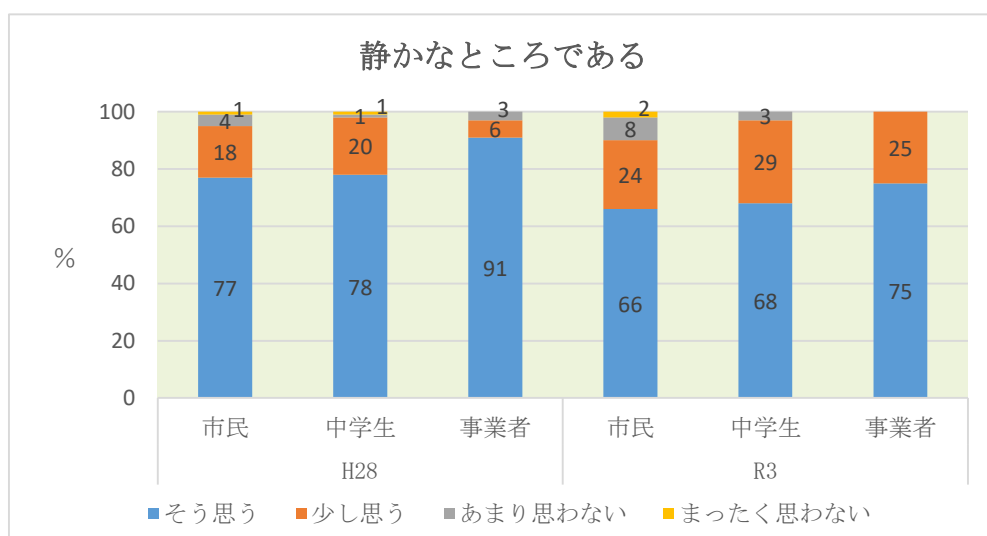
(2) 騒音

騒音には、工場・作業場から生じる工場騒音、建設工事などの作業騒音、自動車・鉄道などの交通騒音、人が生活することによって生じる生活騒音などがあります。本市では、毎年自動車騒音の測定を行っており（表1）、適正な生活環境の維持に努めております。

表1 自動車騒音測定結果

年度	測定路線	等価騒音レベル (db)		環境基準 (db)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H25	鷹巣川井堂川線	68	57	70	65
H26	坊沢鷹巣線	61	50		
H27	鷹巣川井堂川線	65	57		
H28	大館鷹巣線	65	56		
H29	鷹巣川井堂川線	65	54		
H30	鷹巣川井堂側線	65	54		
R1	坊沢鷹巣線	62	51		
R2	鷹巣川井堂川線	66	56		

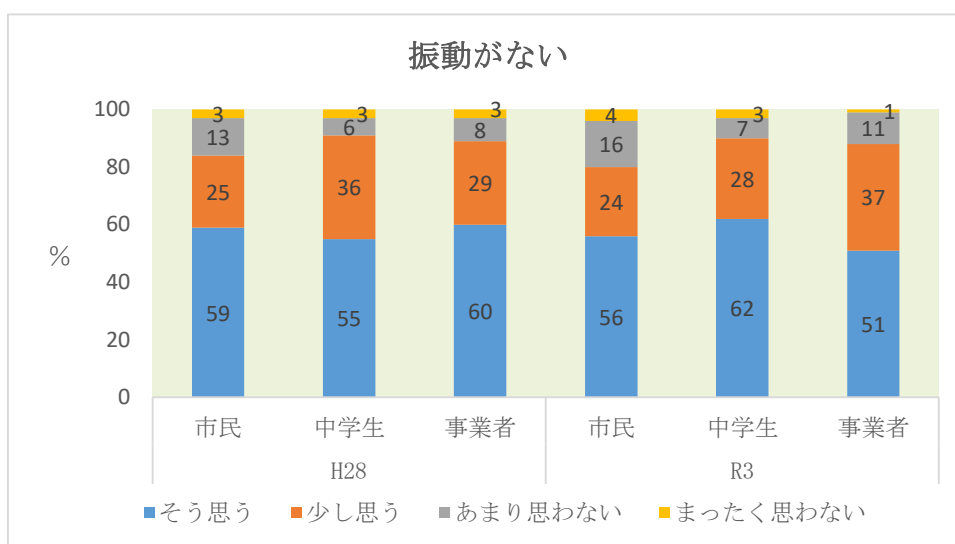
アンケートでは、騒音について改善してほしいという回答は少なく、静かなところであるという意見が9割を超えています。騒音に関する苦情相談の件数は少なく、ほとんどが生活騒音に関することであるため、原因者への立ち入り調査や改善指導をし、良好な環境を維持していくことが必要です。令和3年度アンケートでも同様な回答となりました。



(3) 振動

振動には、工場・作業場や建設工事などから生じる振動や自動車交通からの振動があります。アンケートでは、振動がないと思うかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、事業者では8割、中学生では9割を超えた回答となりました。令和3年度のアンケートでも、同様な回答となりました。

振動に関する苦情相談については、自動車交通による相談がほとんどであるので、道路管理者などと連携した対応が必要です。また、大規模な公共事業などの建設工事の際に生じる騒音に対しては、都市計画や建設事業者と連携した対応が必要になるため、担当部署間で連携して、指導や啓発に取り組んでいく必要があります。

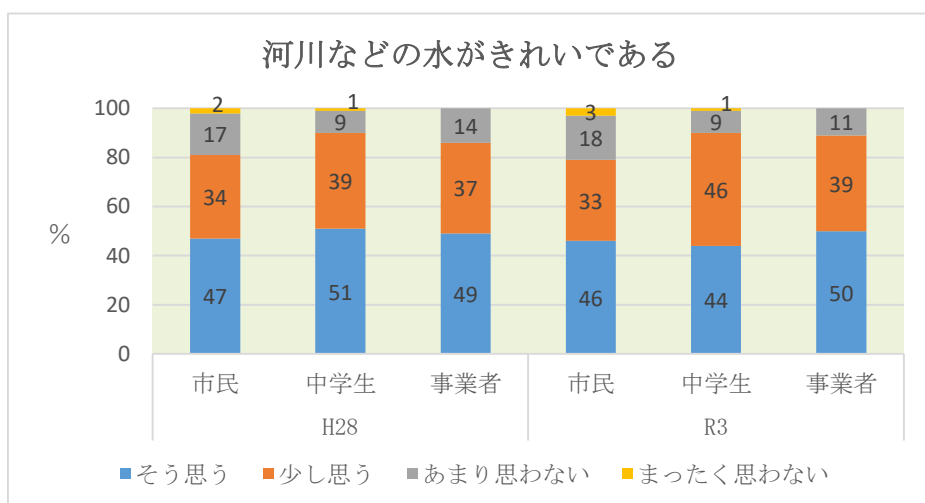


(4) 水質

本市では、河川水の水質検査を4箇所、農業用水路の水質検査を3箇所、下水路の水質検査を6箇所、埋立地※最終処分場（栄字徳左エ門谷地、綴子字彦四郎沢旧埋立地、旧阿仁町一般廃棄物最終処分場）の放流水などの水質検査を毎年行い、適正な水環境管理に努めております。また、米代川、阿仁川等は、国や県において水質調査を実施しており適正に管理されております。さらに市においても、河川において水道水の供給のための水質検査をしており、水道水の安定供給が図られています。

アンケートでは、河川の水がきれいだと思うかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、事業者では8割、中学生では9割を超えた回答となりました。きれいな水環境維持していくために、水質保全の啓発や水質検査を継続していく必要があります。

令和3年度アンケートでは、事業者は8割、中学生では9割を超えた回答となりましたが、市民では8割を満たない回答となりました。また、交通事故や燃料タンク破損による河川などへの油の流入については、事故発生から早急に対応することが重要です。本市では、消防署と連携し、油漏れ事故に対する初動マニュアルを作成しています。引き続き事故防止の啓発や連携体制の維持が必要です。



阿仁川 阿仁前田河川公園



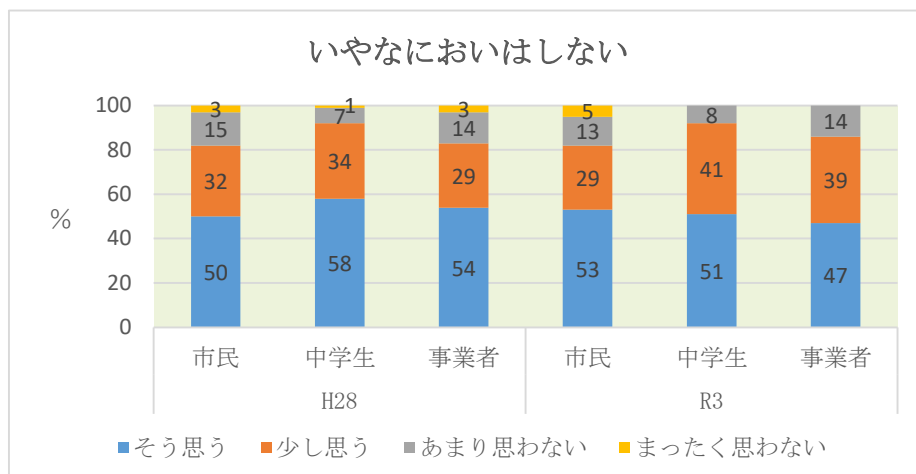
水質事故対応講習会:オイルフェンス設置訓練

(5) 臭気

臭気は、人のにおいに対する感覚に左右されること、風向きなどの気象条件に左右されやすいことなどから、取扱いが難しい問題です。原因の多くは日常生活や事業活動によるものです。

アンケートでは、いやなおいがないかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、中学生、事業者いずれも8割を超えた回答となりました。令和3年度アンケートでは、「そう思う」「少し思う」の回答が、市民と事業者で8割、中学生は9割を超えた回答となりました。

臭気についての苦情の相談は、畜産関係や排水関係が多いです。苦情があった場合には、原因者に対して改善指導を実施しており、今後も保健所などと連携を図りながら、パトロールの実施や悪臭発生源の対策について指導していく必要があります。



(6) 土壌

土壌汚染の原因は、廃棄物に含まれている有害物質が廃棄物とともに埋立処分されることや、有害物質に汚染された水が土中に浸透することなどが考えられます。

市民から土壌に関する苦情相談はほとんど生じておらず、旧鉱山や埋立地からの浸出水などの採水結果からも水質汚染の結果は見られていないため、土壌汚染はないと思われます。アンケートにおいても土壌・地下水汚染があることについては、意見も少ない結果となりました。

今後も水質検査などの結果を確認し、監視を続けながら良好な状態を保つことが必要です。

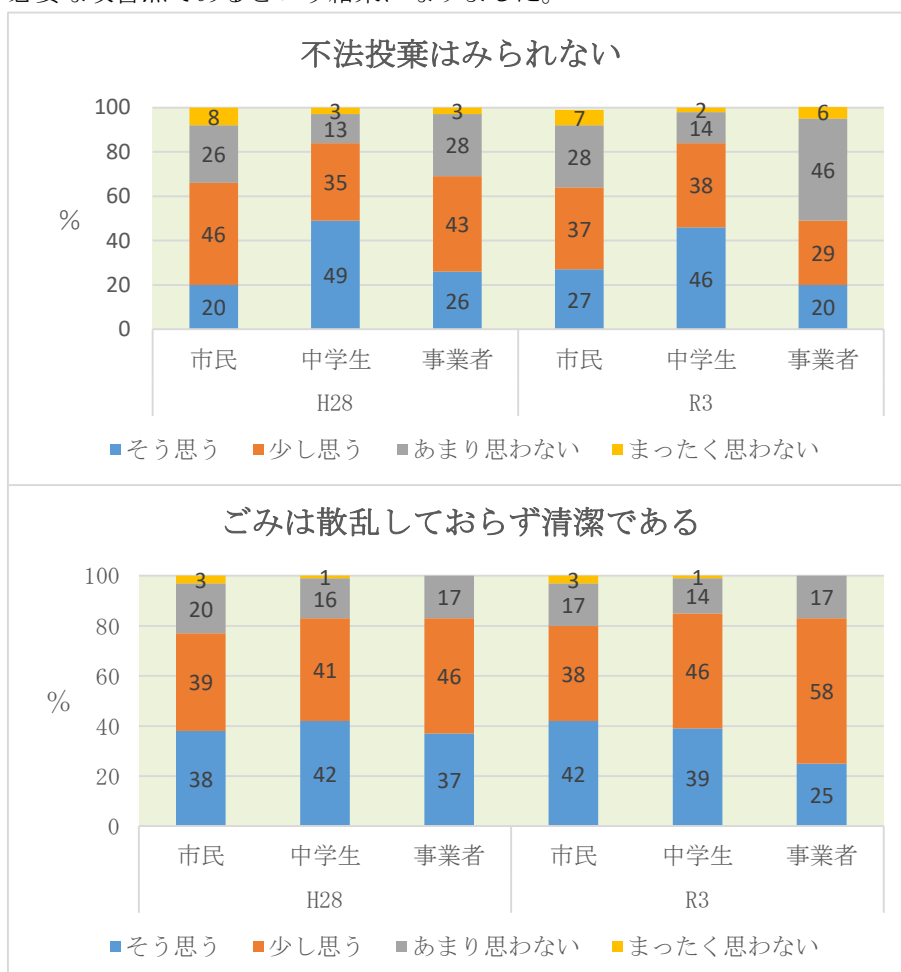


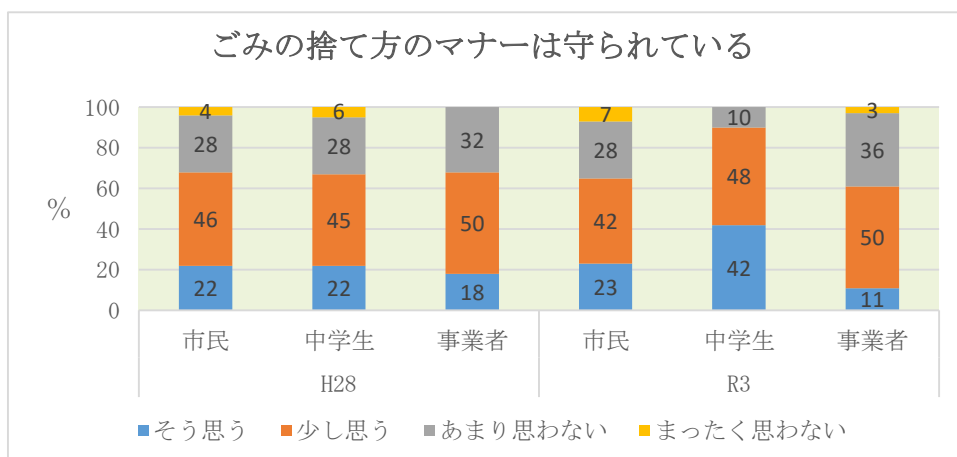
旧鉱山からの浸出水

(7) 廃棄物

本市では、不法投棄監視員を委嘱し、巡回や不法投棄防止看板の設置などの対策をしておりますが、悪質なポイ捨てや不法投棄が依然として見られます。

アンケートでは、不法投棄はみられないと思うかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、事業者で7割を下回りました。また、北秋田市の改善点として、市民、事業者からは不法投棄が、中学生ではごみ出しのマナーが最も必要な改善点という結果になりました。さらに、たばこやごみの捨て方のマナーが守られているかどうかについては、3割以上が「あまり思わない」、「思わない」という結果になりました。令和3年度のアンケートでは、不法投棄はみられないと思うかについて、市民で7割、事業者で5割を下回りました。ごみの捨て方のマナーが守られているかどうかについては、5年前と同様に3割以上が「あまり思わない」、「思わない」という結果になりました。また、市民、中学生、事業者の全てで「不法投棄が行われていること」が最も必要な改善点であるという結果になりました。





不法投棄やポイ捨てなどの対策を強化するため、引き続き不法投棄監視員、保健所や警察署などと連携を図りながら、市民及び事業者のモラル向上のための啓発を続け、まちの美化を図る必要があります。



不法投棄現場

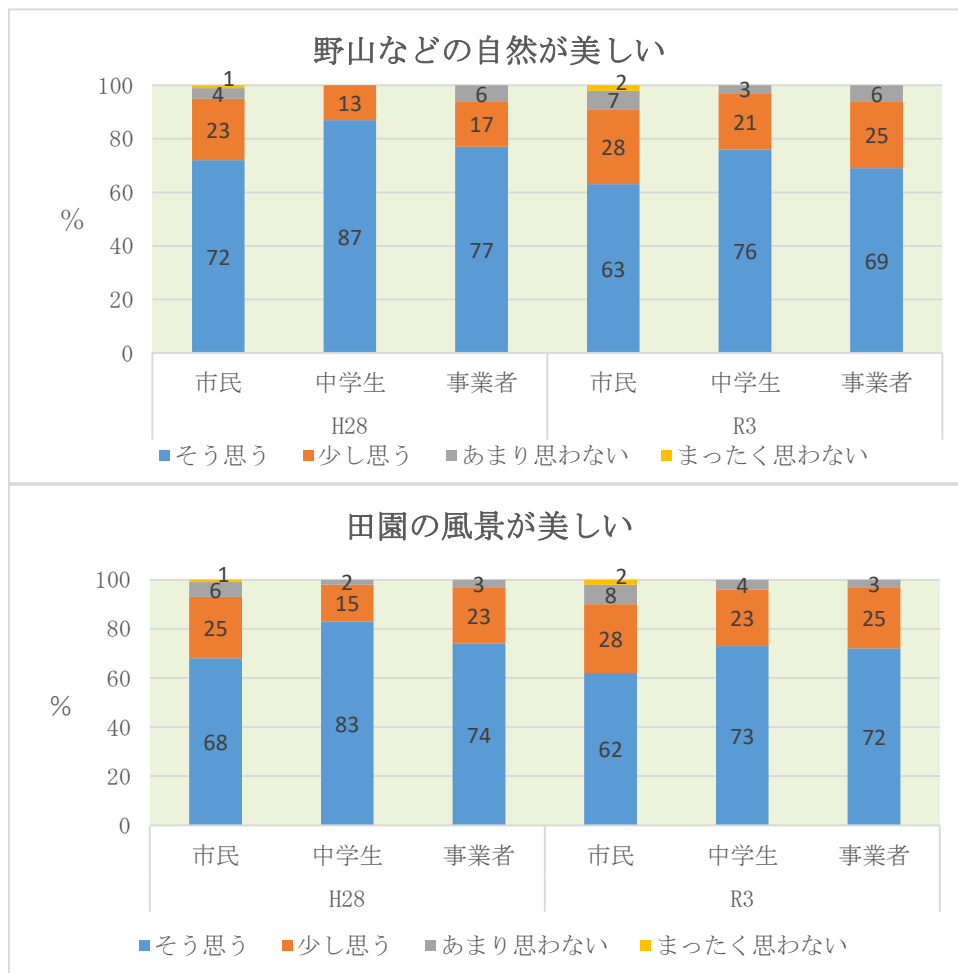
2-2-2. 自然環境

(1) 森林、田園

本市は、面積の85%が森林です。森林は、国土保全、※水源かん養、土砂災害の防止、生態系の保全等の多面的な機能を持っており、建築物などにおける木材の需要もあります。このような森林環境を次世代に残していくためにも、森林の資源としての利活用と保全のバランスを考えた適正な維持管理が必要です。

また、市の5%の面積が農地です。農業従事者の高齢化や後継者不足による離農などに伴い、遊休農地や※耕作放棄地も増加しており、このことが景観の低下や不法投棄などに繋がると共に、野生動物（シカ・イノシシ・熊）などによる、住み慣れた住居環境の悪化などが予想されます。

アンケートでは、野山などの自然が美しいと思うか、田園の風景が美しいと思うかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、事業者いずれも9割以上の回答でした。令和3年度アンケートでも同様の回答となりました。このような市民意識を保つために、前記の課題への対策をしていく必要があります。



戸鳥内地区 棚田



(2) 動植物

本市には、数多くの緑や自然と触れ合う場所があり、昆虫や鳥などの動物に出会うことができます。森吉山は「花の百名山」として初夏から秋にかけて約300種類ともいわれる高山植物が咲き誇ります。また、ブナ原生林には天然記念物のクマゲラが生息しているほか、希少な猛禽類が確認されるなど豊かな生態系が維持されています。

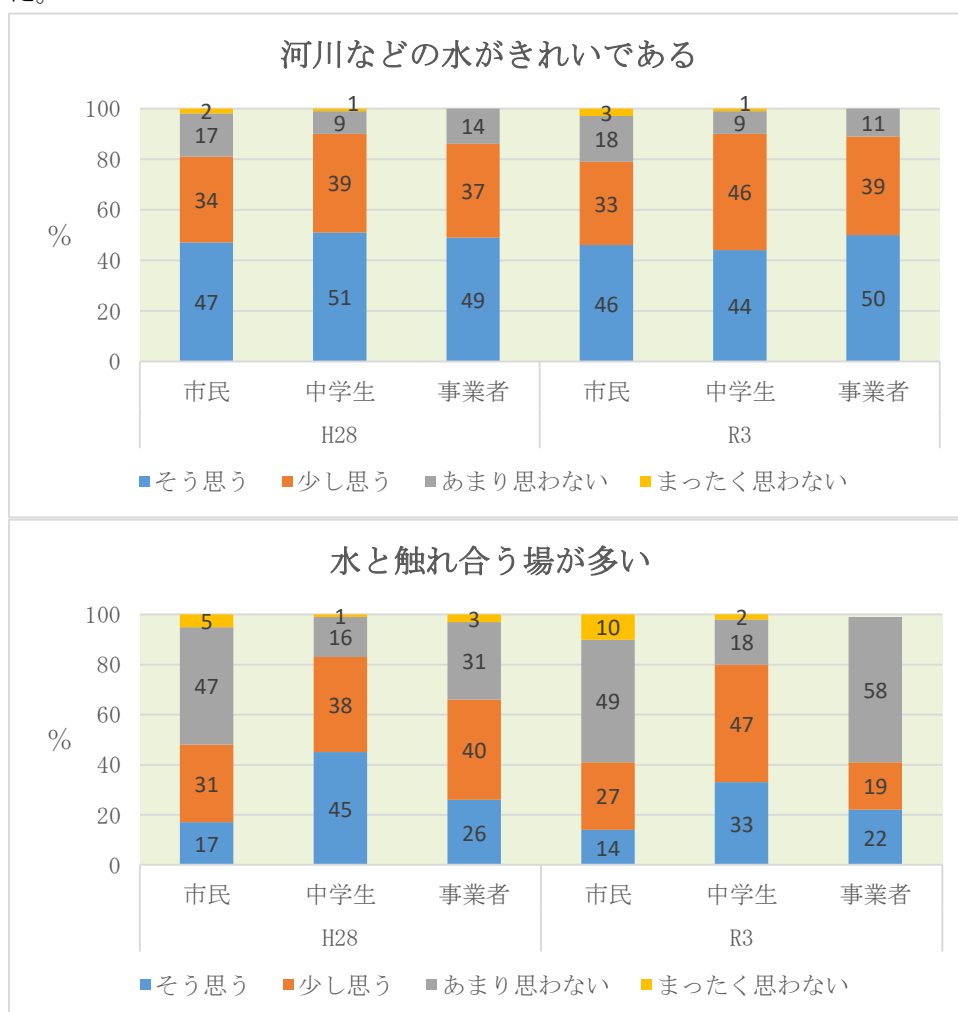
しかしながら、豊かな生態系がある中でも、2002年に秋田県が発刊した「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物 2002—秋田県版※レッドデータブック—動物編・植物編」によると、絶滅の危険性がある野生生物が計1,235種指定されています。その後、分類群ごとに※レッドリスト、レッドデータブックが発刊されてきており、最近では「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物—秋田県版レッドデータブック 2016—動物 I」が発刊されました。野生生物の生息・生育環境は私たちの土地利用などによって常に変化しています。動植物の生息地を維持し、豊かな生態系を後世に引き継ぐために、こうした資料を活用し、多様な野生生物の現状を把握し、その保護対策を強化し、生息・生育環境の保全に取り組む必要があります。



(3) 河川、湖沼

本市には、一級河川の米代川や、その支流の阿仁川、小猿部川など複数の河川が流れており、河川ではアユなどの川魚が多く見られ、市内外から川釣りをしている人も多くみられます。四季美湖や太平洋など美しい景観の湖沼もある本市は水辺と触れ合う場に恵まれています。しかし、水辺や河川敷にはごみのポイ捨てなども見られます。

アンケートでは、河川などの水がきれいであるかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、中学生、事業者いずれも8割を超えた回答となりました。一方、水と触れ合う場が多いかについては、「そう思う」、「少し思う」が市民では5割以下の回答となりました。令和3年度アンケートにおいても、河川などの水がきれいであるかについては約8割以上が「そう思う」「少し思う」の回答となり水質を守っていると考えている一方で、水と触れ合う場が多いかについては、「あまり思わない」「思わない」の回答が5年前より増えている結果となりました。



河川の水質悪化の原因の一つとして、生活排水の流入があります。本市の汚水処理人口は表2のとおりです。下水道や※浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進して、河川の水質保全を図る必要があります。また、ごみのポイ捨てなどによる景観や水質の悪化を防ぐため、清掃活動の周知や参加啓発などをして、水環境を大切にすること意識の高揚を図る必要があります。

市民に親しまれるような水と触れ合う場所の創出や、イベントなどでの活用に向けて、より一層河川管理者や事業者などと連携して、動植物の生育環境や景観に配慮した河川、湖沼の水環境づくりが求められます。

表2 北秋田市の汚水処理人口普及率（H27）

※公共下水道		※農業集落排水		※合併処理浄化槽		汚水処理人口計	
処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
17,053	50.3	6,264	18.5	4,244	12.5	27,561	81.3

北秋田市の汚水処理人口普及率（R1）

公共下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽		汚水処理人口計	
処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
16,386	53	5,610	18	3,971	13	25,967	83

資料 2016あきたの下水道〔資料編〕（秋田県建設部）

2020あきたの下水道〔資料編〕（秋田県建設部）

2-2-3. 地球環境・資源循環

(1) 3R

本市の※一般廃棄物の搬入量は表3のとおりです。平成27年度のごみの総排出量は、11,285トンです。これは市民1人が1日につき約1kgのごみを出しているということになります。また、経年の変化を見ると、人口が減っているにもかかわらず、ごみの排出量は増加しています。原因として、家庭から排出されるごみの量は減少していますが、事業者から排出されるごみの量が

増加していることがあります。また、資源化量、リサイクル率が減少していることも要因の一つです。

表3 ごみの排出量の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
総排出量(t)	11,422	11,701	11,636	11,271	11,285
資源化量(t)	1,746	1,699	1,711	1,513	1,506
リサイクル率(%)	15.3	14.5	14.7	13.4	13.3
総人口(人)※	36,669	36,015	35,559	34,919	34,273
市民1人1日あたり(g/日)	853	890	897	884	902
ごみ処理費用(千円/年)	474,855	417,885	439,763	460,332	510,203
	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量(t)	10,876	10,629	10,580	10,741	10,477
資源化量(t)	1,354	1,318	1,133	1,085	1,033
リサイクル率(%)	12.4	12.4	10.7	10.1	9.9
総人口(人)※	33,643	32,962	32,342	31,605	31,023
市民1人1日あたり(g/日)	886	883	896	931	925
ごみ処理費用(千円/年)	446,791	449,722	404,077	409,406	414,126

※総人口については、住民基本台帳に基づく人口(各年10月1日時点)

資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)、北秋田市生活課

一般家庭のみならず、事業者にもごみの排出抑制を啓発し、市としてのごみの排出量を削減するために取り組んでいかなければなりません。



市内 ごみ集積所



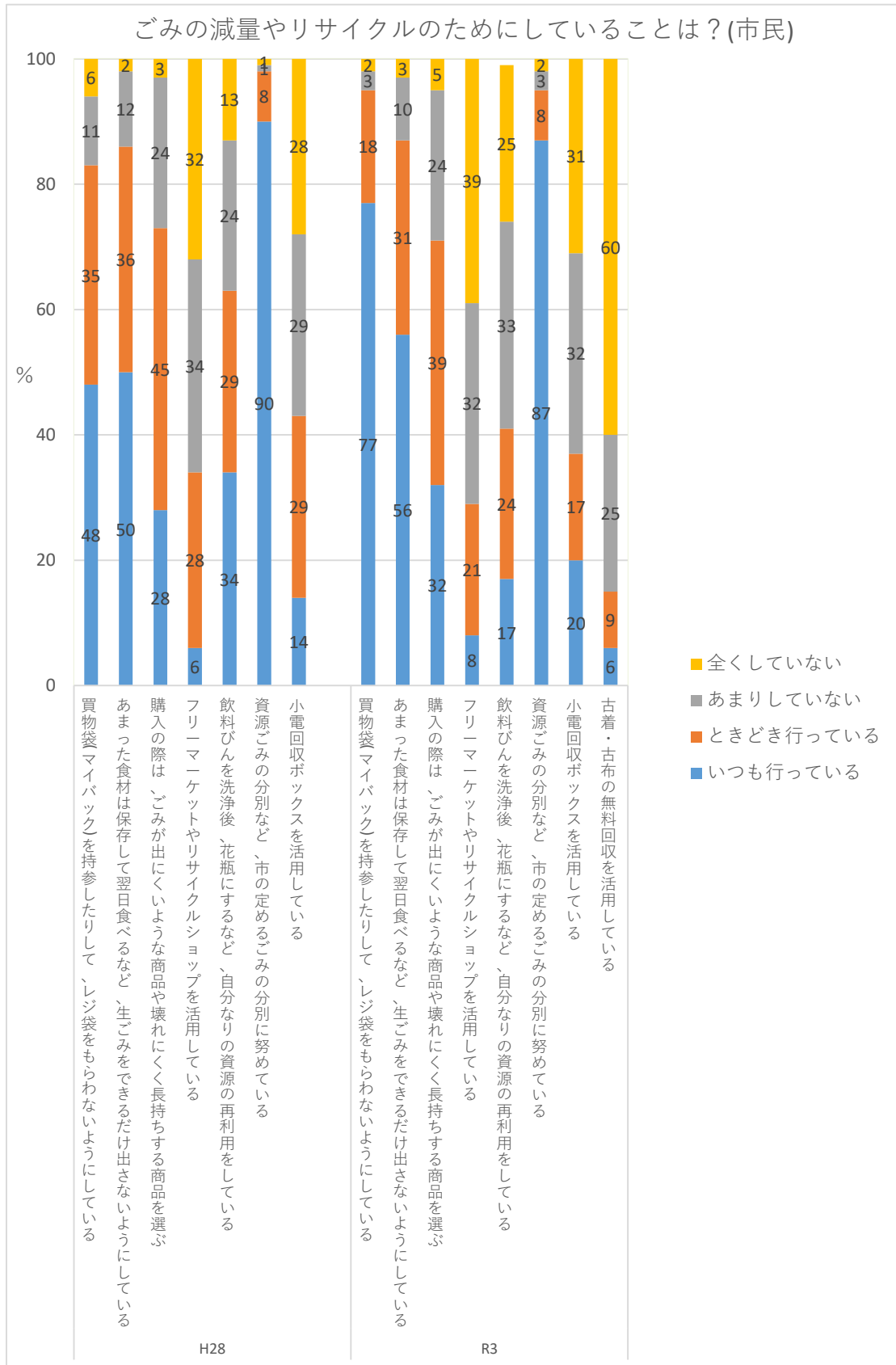
クリーンリサイクルセンター ごみピット

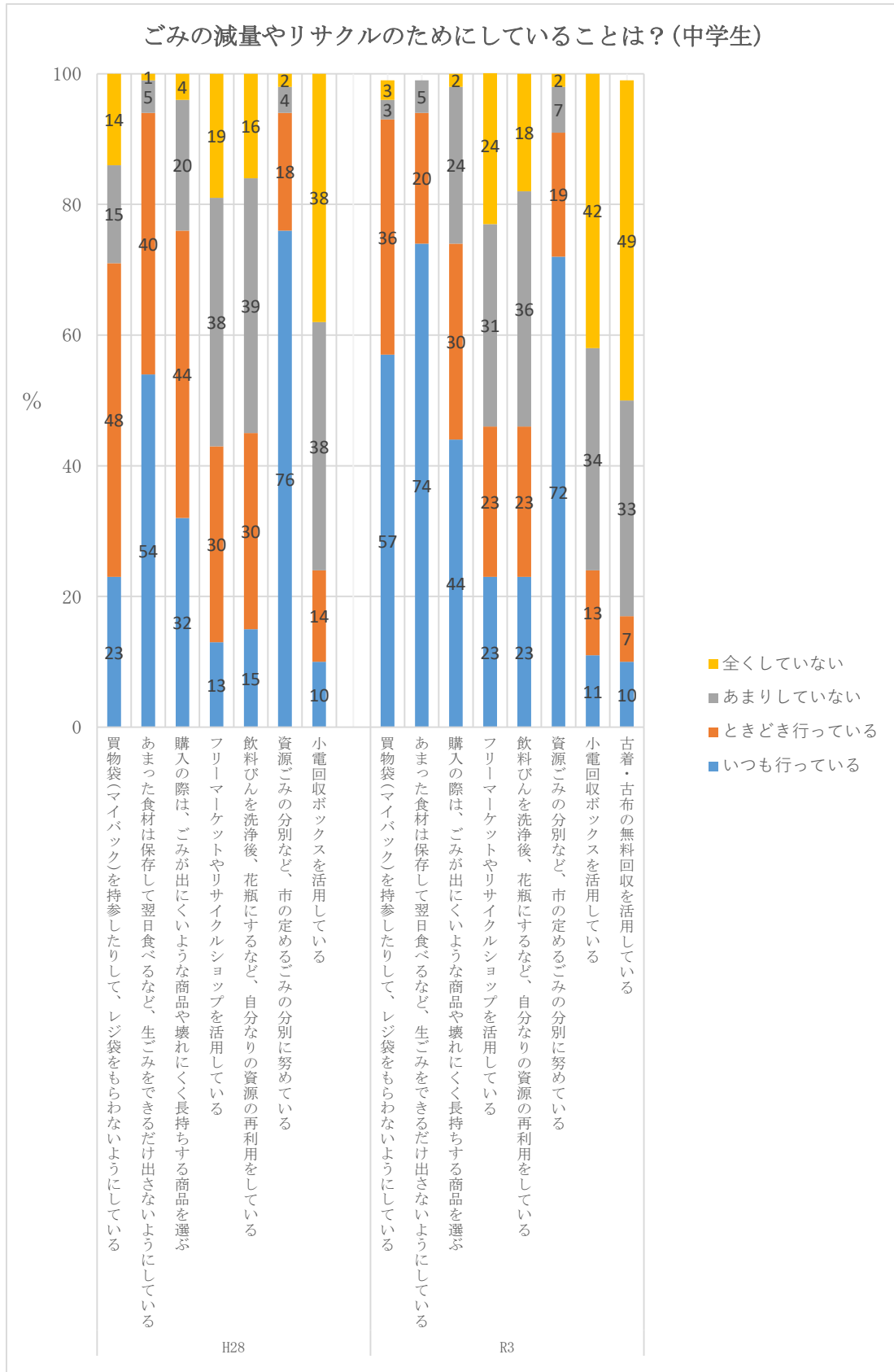
家庭ごみの分別については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種に分かれており、本市の資源ごみの分別数は13種類（アルミ缶、スチール缶、びん（3色）、紙（紙パック、新聞紙、ダンボール、雑誌類）、ペットボトル、白色トレイ、容器プラスチック類、包装プラスチック類）と県内では2番目に多く、資源ごみの分別回収も早期から実施してまいりました。現在は、不燃ごみと資源ごみのリサイクルに取り組んでいますが、本市のリサイクル率は平成27年度で約13%であり、全国値の20%と比べ低い値となっております。

アンケートでは、ごみの減量やリサイクルのためにしていることについて、資源ごみの分別に努めているという回答は「いつもしている」がほとんどでしたが、その他のリユースやリデュースに関する項目は、あまり実施されていない結果となりました。また、平成25年度から実施している小電回収についても、利用率が少ない結果となりました。

令和3年度のアンケートでは、※食品ロスへの取り組みと資源ごみの分別に努めているという回答は、「いつもしている」「たまにしている」で9割以上の回答となりました。なお、買物袋（マイバック）を持参してレジ袋をもらわないようにしているかの質問では、「いつもしている」「たまにしている」の回答が5年前より大きく伸びています。令和2年7月1日からのレジ袋の有料化の影響もあることと推察されます。

また、その他のリユースやリデュース、リサイクルに関する項目は、5年経過後もあまり実施されていない結果となりました。より積極的に啓発していくことが必要です。





家庭ごみ搬入量の経年変化（表4）をみると、可燃ごみと不燃ごみは増加していますが、資源ごみは減少しています。燃やせるごみであっても、資源ごみに出せるものは出来るだけ資源ごみに出してもらうなど、ごみに関する意識の向上を図り、リサイクル率を高めていく必要があります。

表4 家庭ごみの排出量の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
総排出量(t)	9,053	9,287	9,142	8,771	8,679
市民1人あたり(g/日)	676	706	704	688	694
うち可燃物(g/日)	534	562	558	554	562
うち不燃物(g/日)	30	32	34	32	33
うち資源化物(g/日)	112	112	113	102	99
	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量(t)	8,092	7,936	7,796	7,895	7,651
市民1人あたり(g/日)	654	654	670	691	686
うち可燃物(g/日)	536	537	547	571	569
うち不燃物(g/日)	28	29	34	35	35
うち資源化物(g/日)	90	88	89	87	87

資料：北秋田市生活課



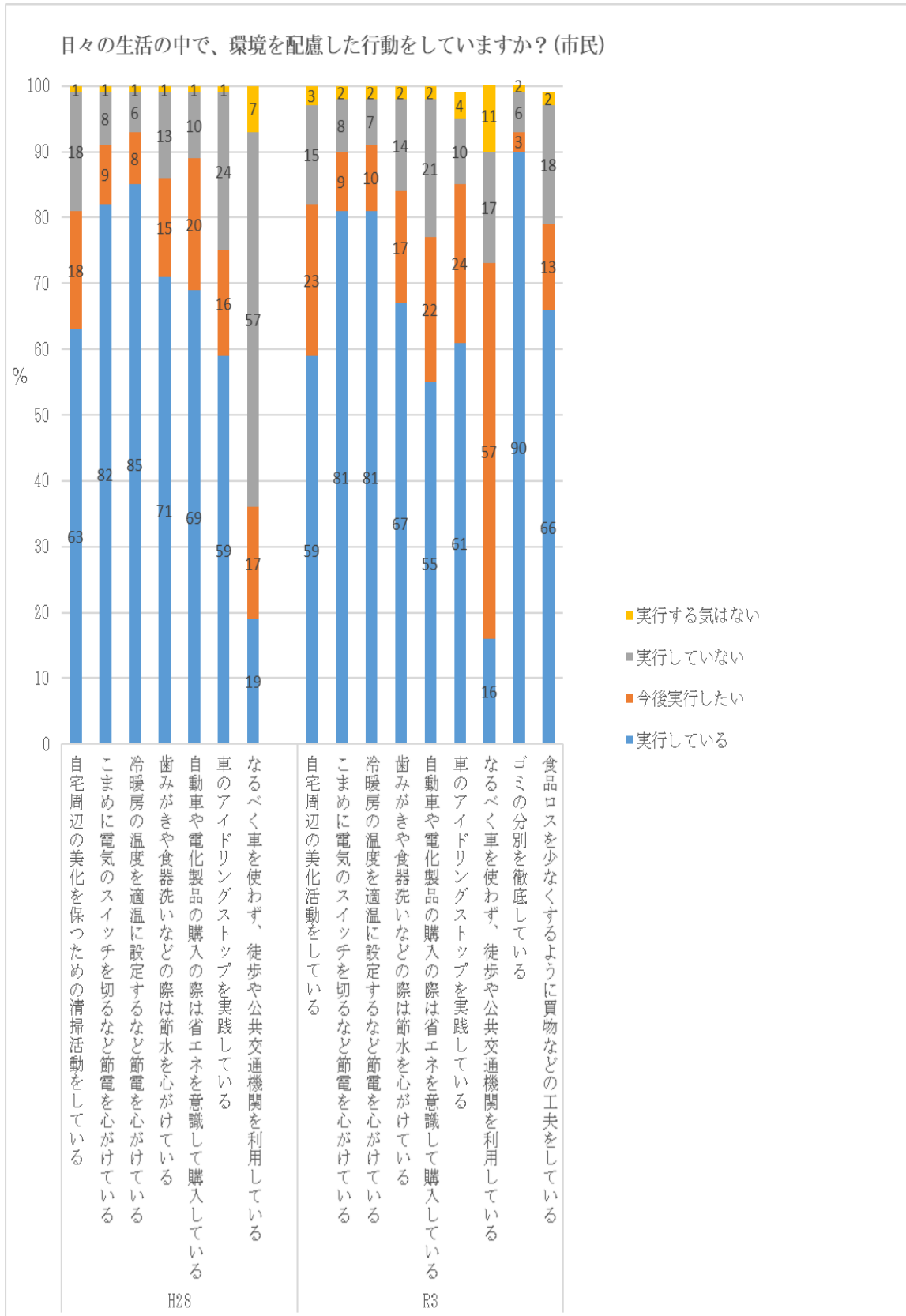
収集した資源ごみは、クリーンリサイクルセンターで一時保管し、リサイクル業者へ引き渡しています。

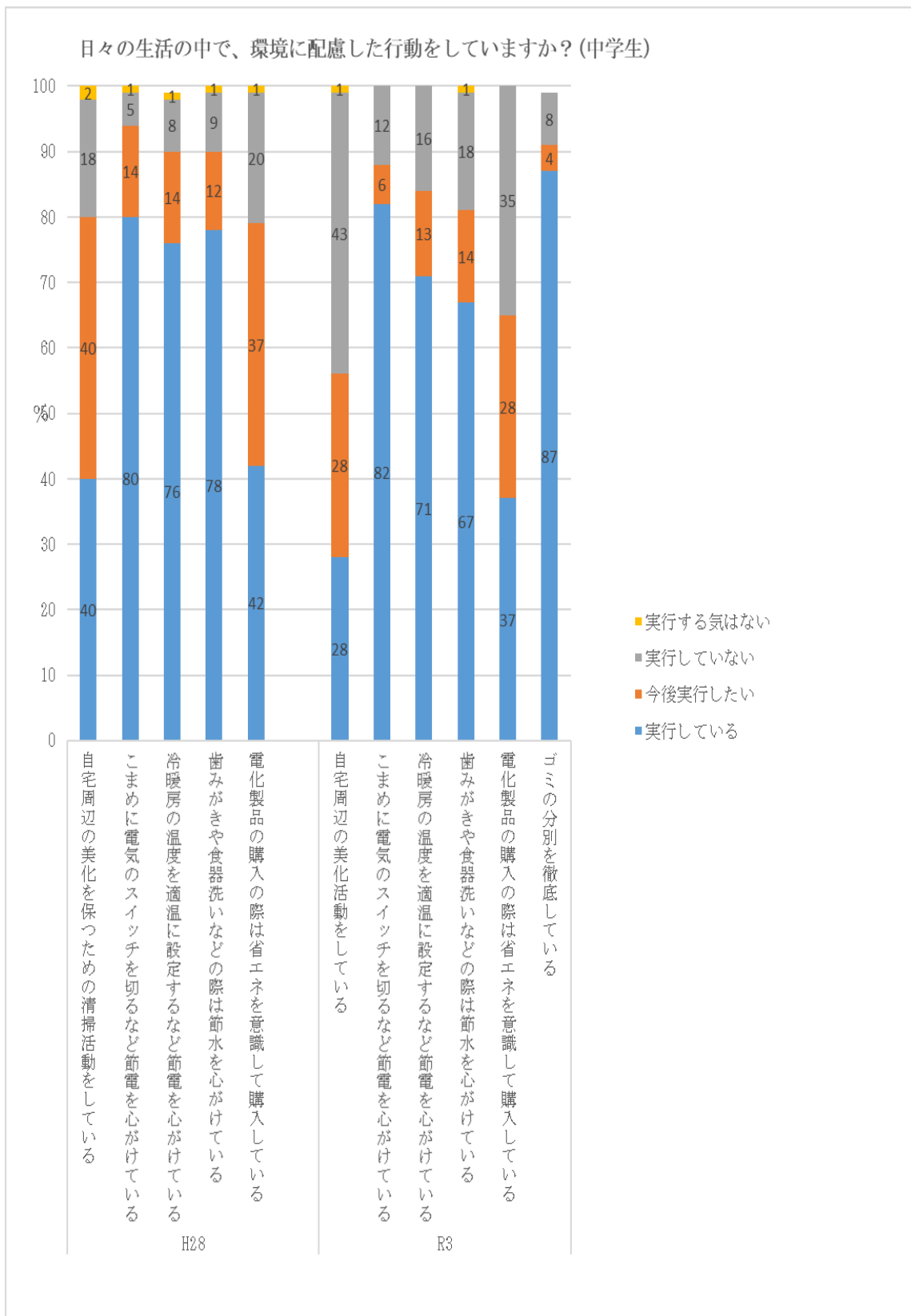


(2) 地球温暖化、省エネルギー

地球温暖化は、人間活動の拡大による温室効果ガスが大量に排出されることで、太陽の熱が地上に封じ込められてしまうことによって起きる現象です。温室効果ガスは、自動車の排気ガスや、火力発電によって生じる二酸化炭素などであるため、私たちが省エネルギーに努めることが、地球温暖化の防止につながります。

アンケートでは、節電や節水に取り組んでいるという回答は多くみられました。一方、自動車保有台数がほぼ一世帯に2台程度(表5)となっている本市において、自動車は生活するうえで欠かせないものであることから、車を使わず公共交通機関を利用している・呼びかけているという回答は少ない結果となっています。しかし、アイドリングストップを実践しているという回答は半数以上でしたので、車を使用する際にもアイドリングストップなどの※エコな行動を心がけるよう啓発していくことが必要です。





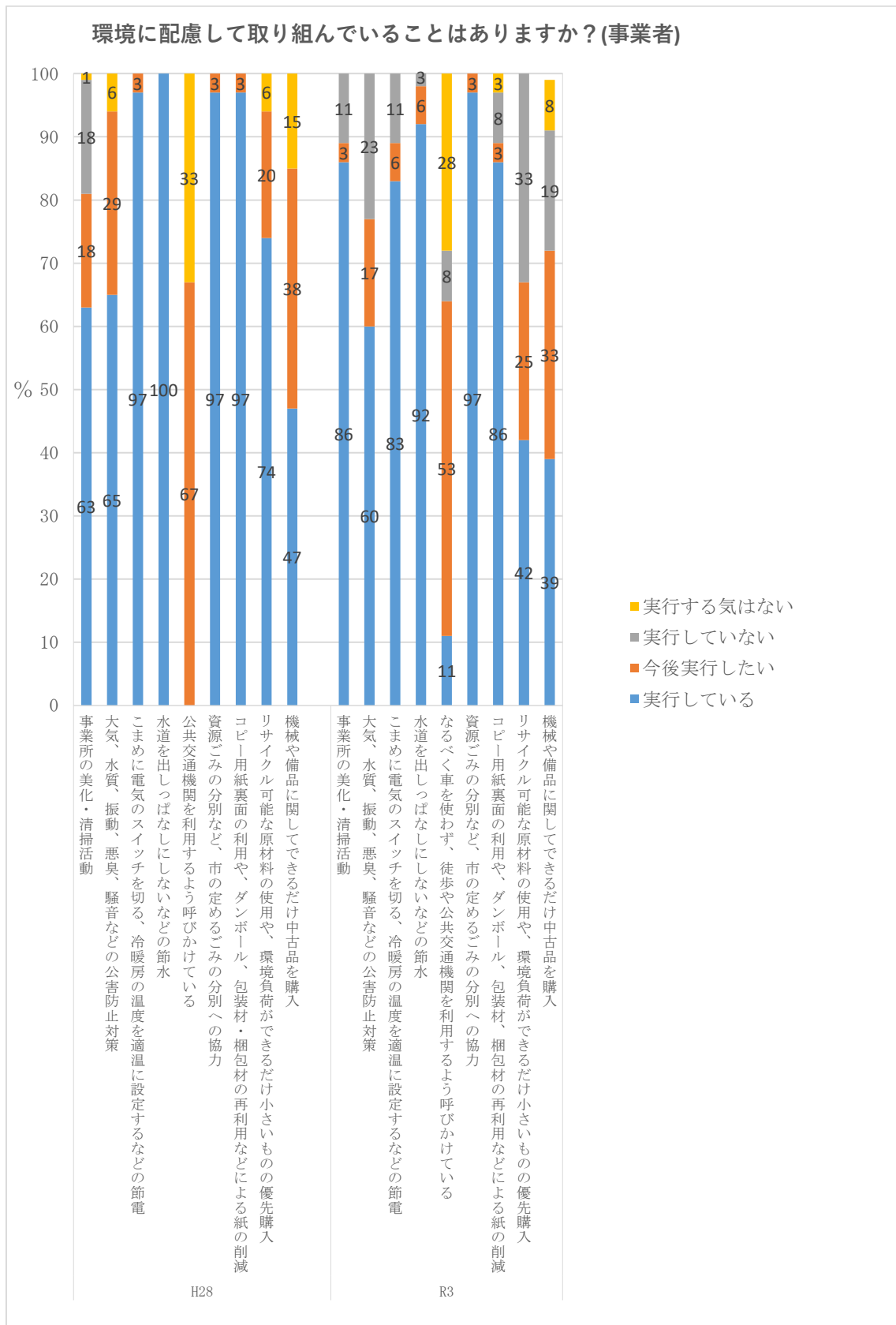


表5 北秋田市の自動車保有台数

	乗用	軽自動車	合計台数	世帯数	台/世帯
平成17年	13,584	10,881	24,465	13,666	1.79
平成22年	12,210	11,640	23,850	12,838	1.86
令和2年	10,866	11,548	22,414	13,909	1.61

資料：国土交通省東北運輸局

市民、事業者への※クールビズ・※ウォームビズによる省エネ活動や、低公害車などの普及啓発を図り、一層の省エネルギーの推進に努める必要があります。また、本市の温室効果ガス排出量を把握し、削減目標を設定するなど計画的に対策を講じるため、平成30年3月に温室効果ガスを削減し地球温暖化対策を推進することを目的に「北秋田市地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めております。

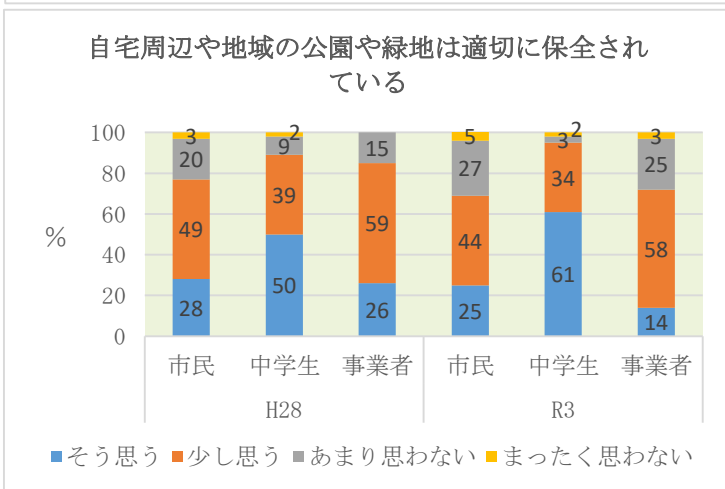
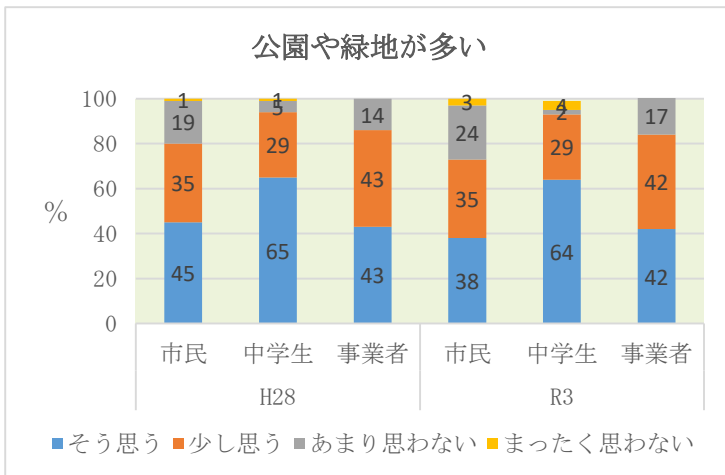
2-2-4. 歴史・文化的環境

(1) 公園、緑地

本市には、県立自然公園の森吉山、県指定自然環境保全地域が3地点、県指定緑地環境保全地域が1地点あり、優れた自然景観にめぐまれています。また本市には60個の公園があり、イベントで使用するなど、自然憩いの場となるよう管理をしております。

アンケートでは公園や緑地が多いと思うかについて8割以上が「そう思う」、「少し思う」という回答となり、公園や緑地は適切に保全されているかどうかについても、8割以上が「そう思う」、「少し思う」という回答となりました。令和3年度アンケートでも同様な回答状況となっており、今後も引き続き適切な管理が必要です。

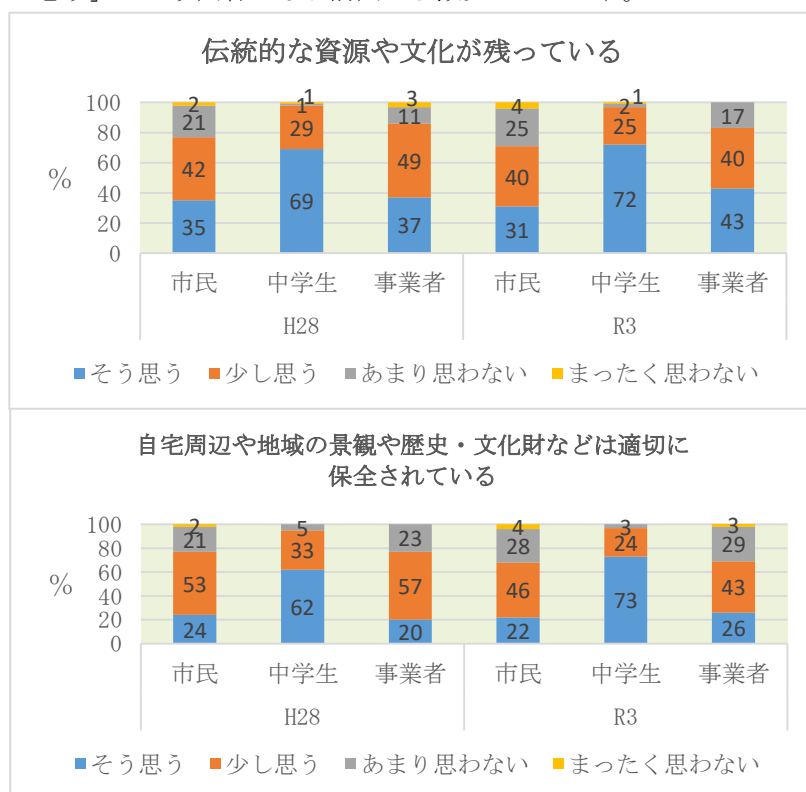
なお、北秋田市が誇れる象徴的な場所や、特に保全・整備すべきと思う場所として森吉山が最も多い回答となり、北欧の杜公園や鷹巣中央公園など、公園を選択する回答が上位を占める結果となりました。



(2) 文化財、景観

本市には、国定指定文化財が8件、県指定文化財が12件、市指定文化財が73件（令和3年度時点70件）あり、歴史的・文化的建造物や伝統芸能などが大切に保存されています。史跡や民俗芸能などの文化財は、その地域の歴史に関心を高める役割と、民俗芸能をとおした地域住民の絆を結びつける役割を果たしてきました。また、太鼓の博物館「大太鼓の館」や毎年開催している「北秋田市民俗芸能大会」などをとおして、より市民に民俗芸能への理解と関心を深めていただき、保存・伝承していくよう努めています。令和3年7月には、国指定史跡である「伊勢堂岱縄文遺跡」が、北海道・北東北の縄文遺跡群を構成する遺跡の一つとしてユネスコ世界文化遺産に登録決定されました。

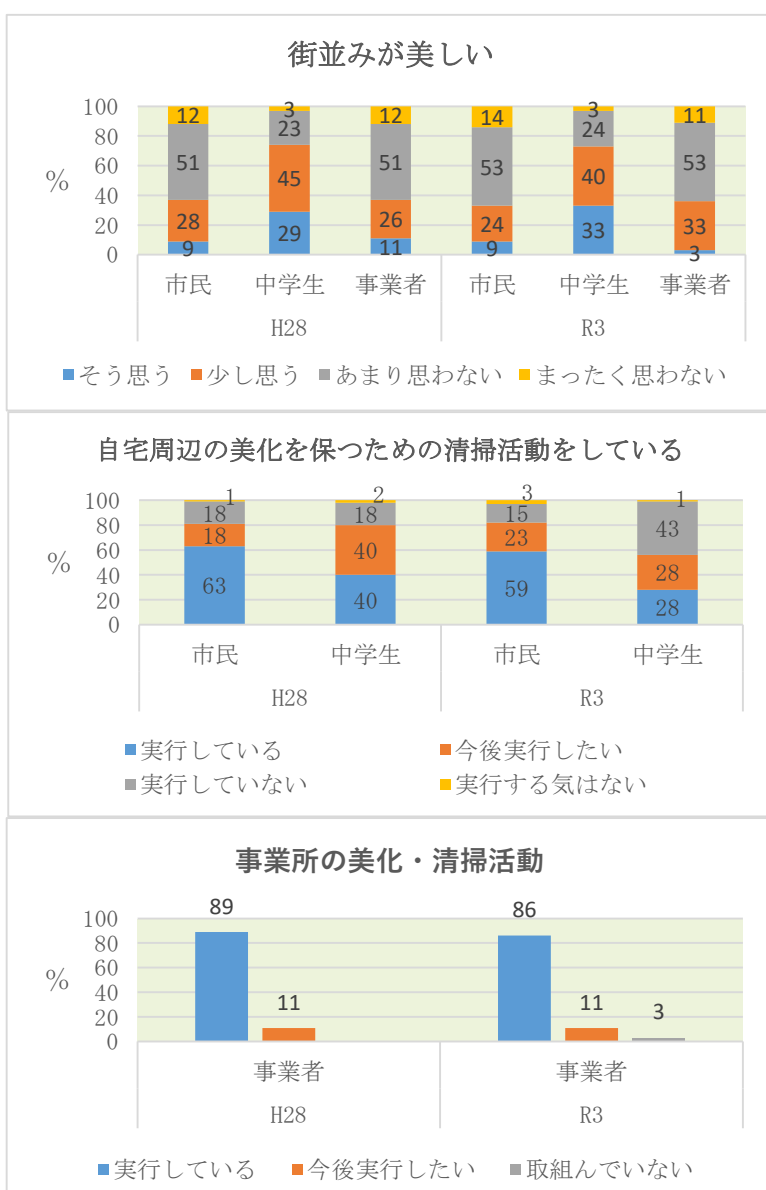
アンケートでは伝統的な文化や資源が残っているかについては、「そう思う」「少し思う」が、市民で7割以上、中学生で9割以上、事業者で8割以上の回答となりました。また、景観や歴史・文化財などは適切に保全されているかについては、8割近くが「そう思う」、「少し思う」という回答になりました。令和3年度アンケートでは、伝統的な資源や文化が残っているかについては、同様な回答となりましたが、景観や歴史・文化財などは適切に保全されているかについては、中学生では同様な回答となっているものの、市民、事業者では約7割が「そう思う」、「少し思う」という回答となり前回から減少しています。



街並みが美しいかについては、「そう思う」「少し思う」が、市民と事業者では4割以下となりました。その原因として、街中に落ちているごみや、増加している空き家・空き地、カラスのふん害、道路沿いの雑草を例に挙げている回答が多くありました。

令和3年度アンケートでも、同様な結果となっており、北秋田市の環境で改善してもらいたいところの上位に、「街にゴミが捨てられている」ことが挙げられていることも要因の一つと考えられます。

歴史や伝統を伝承していくため文化財を維持管理し、歴史・文化に触れる機会を作ることが必要です。また、まちの美化活動を実施、啓発し、景観の維持をしていく必要があります。



国指定史跡 伊勢堂岱遺跡

※ユネスコ世界文化遺産



県立自然公園 森吉山



根子番楽

※国指定重要無形民俗文化財





拡大マップA 綴子・大太鼓の館周辺



拡大マップB 鷹巣駅・鷹巣市街周辺



拡大マップC 伊勢堂岱遺跡周辺



拡大マップD 本城地区周辺



拡大マップE 阿仁合駅周辺



市内の文化財指定件数

- 国指定 (8件)
 - ・重要文化財 4
 - ・重要有形文化財 1
 - ・重要無形民俗文化財 1
 - ・史跡 1
 - ・天然記念物 1
- 国選択 (4件)
 - ・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4
- 市指定 (73件)
 - ・有形文化財 29
 - ・無形民俗文化財 18
 - ・史跡 16
 - ・天然記念物 9
 - ・名勝 1
- 県指定 (12件)
 - ・有形文化財 7
 - ・無形民俗文化財 2
 - ・史跡 2
 - ・名勝・天然記念物 1

平成27年4月1日現在 計 97件

2-2-5. 参加行動

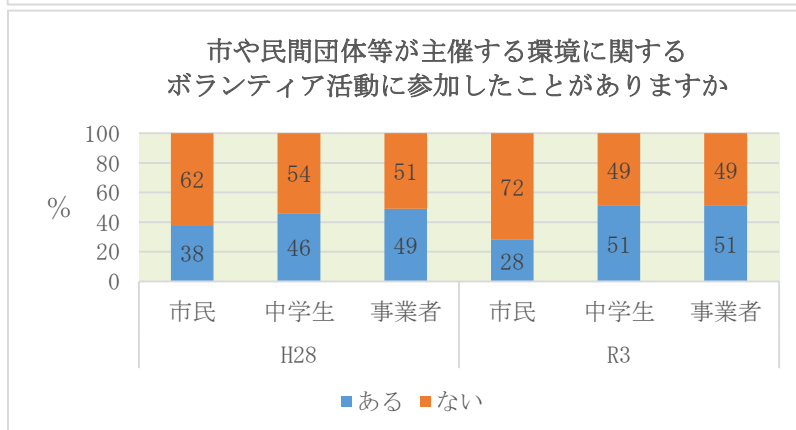
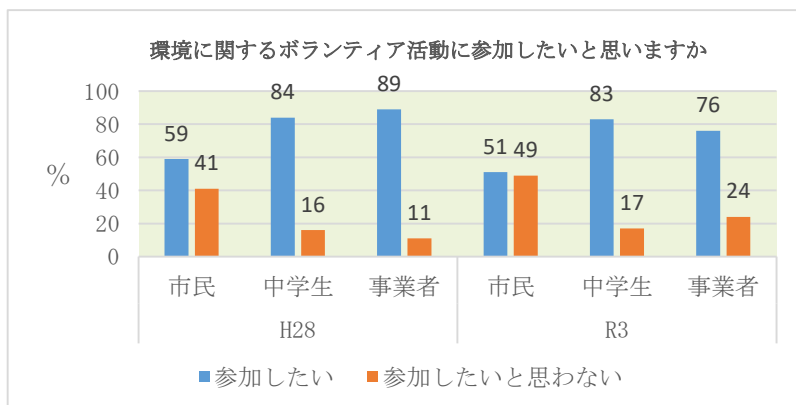
(1) ボランティア活動、環境学習

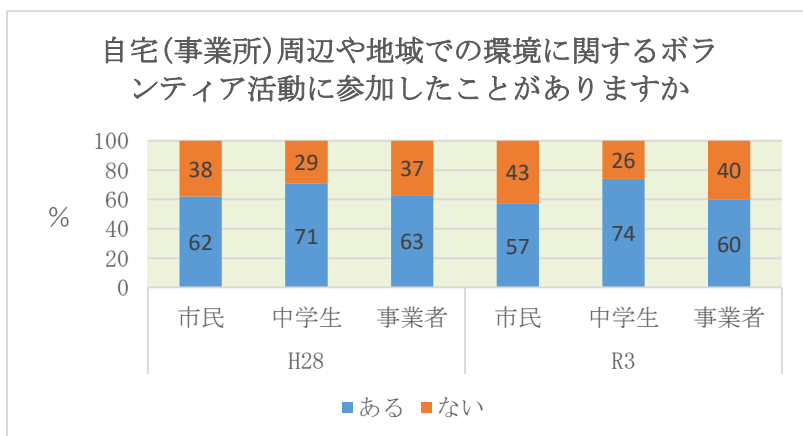
本市では、環境に関するボランティア活動として、年に2回のクリーンアップを実施しており、毎年約10,000人に参加いただいています。また、秋田県や近隣市町村、関係団体などが主催している不法投棄一掃活動、米代川流域清掃などの活動に参加しています。

アンケートでは、ボランティア活動に参加したいと思う割合は市民、中学生、事業者いずれも過半数を超えました。また、実際にボランティアに参加したことがあるかどうかについては、周辺地域のボランティアではいずれも6割以上、民間企業などが主催するボランティアで4割程の参加経験があるという結果になりました。

令和3年度のアンケートでは、ボランティア活動に参加したいと思う市民、中学生、事業者は5年前と同様な回答となり、また、実際にボランティア活動に参加したかについての回答についてもあまり変化はありませんでした。

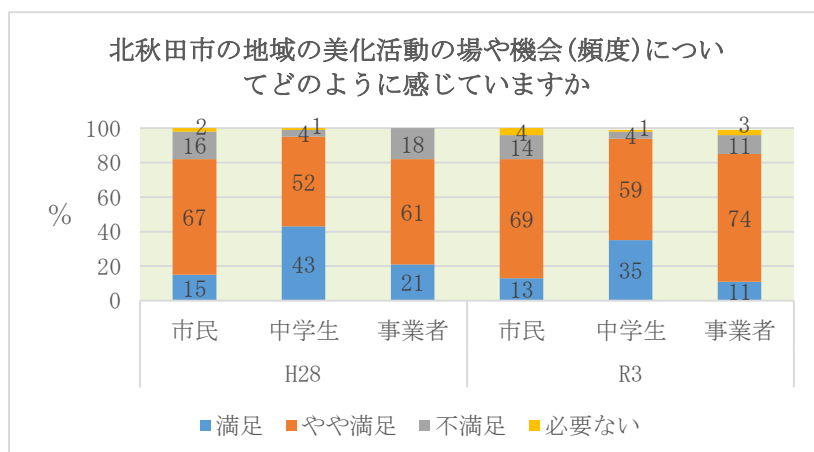
参加率の増加や、ボランティア活動を通じ環境に触れる機会の増加を図るために、市民、事業者、学校などへの情報提供や啓発が必要です。

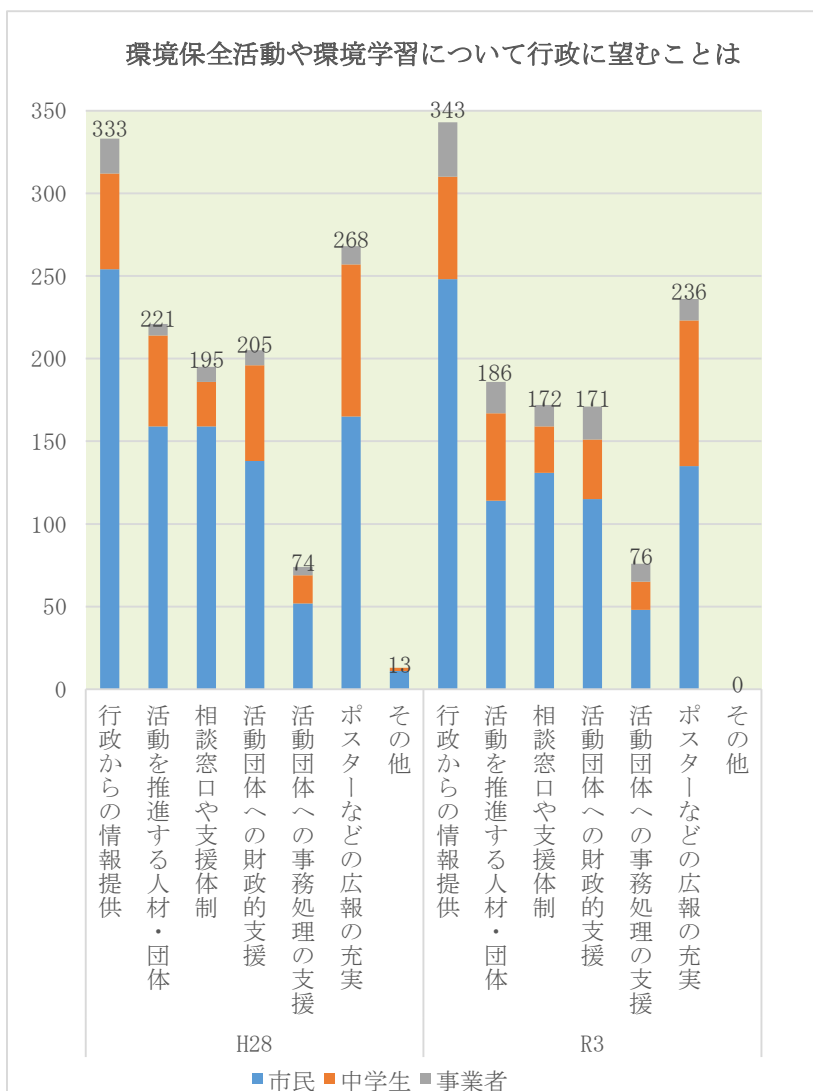
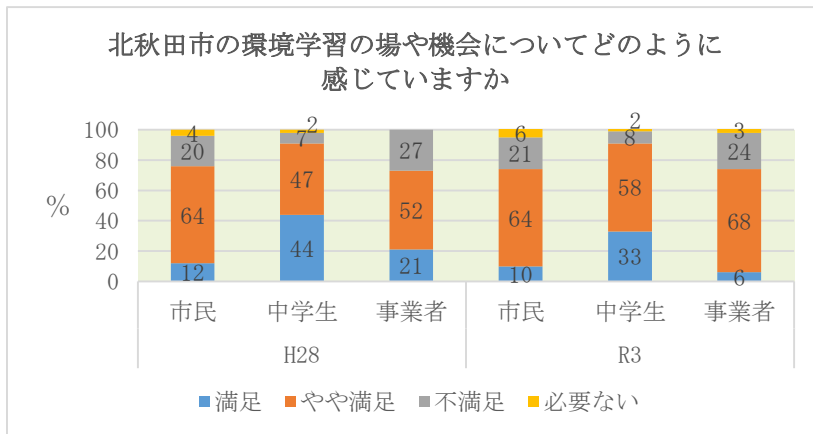




また、環境問題に触れる機会として、イベントへの参加も考えられます。アンケートでは、環境保全や環境学習の機会については、8割以上が「満足」、「ほぼ満足」の回答となりました。なお行政に望むこととして、市からの情報提供や、広報の充実さが高い結果となりました。市や各種団体が主催する環境に関するイベントの広報活動や支援が必要です。

令和3年度のアンケートでも、環境保全や学習機会については、前回アンケートと同様な回答となりました。





2-3. SDGsに関する認知度と脱炭素社会に向けた取り組み

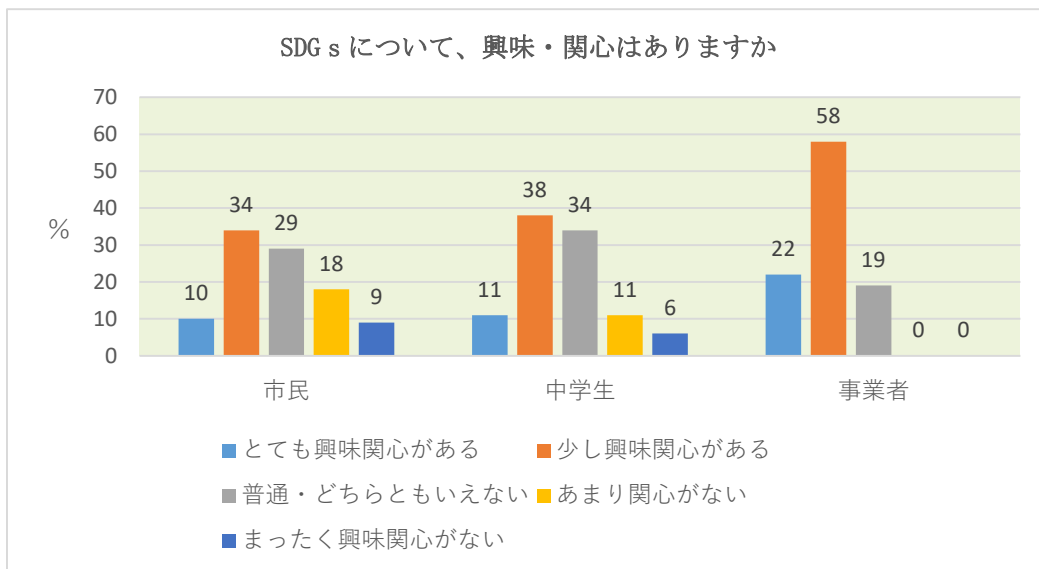
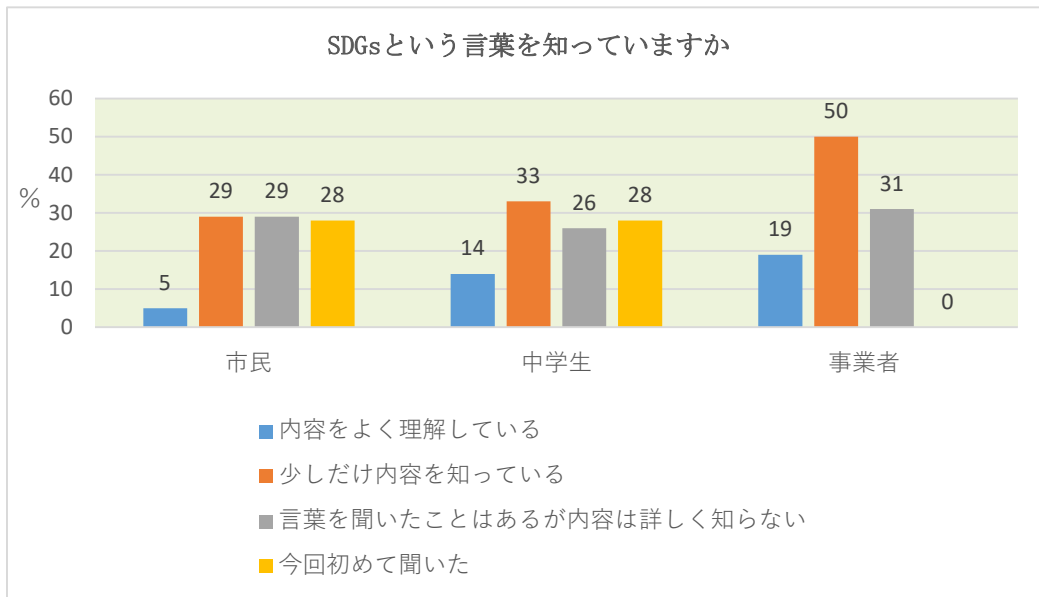
環境・経済・社会をめぐる幅広い分野にわたる目標が掲げられている SDGs の達成は、地方自治体においても求められています。また、脱炭素社会に向けた「ゼロカーボンシティ宣言」への取り組みについては、市民、事業者と一体になって地球温暖化対策を着実に推進していく必要があります。

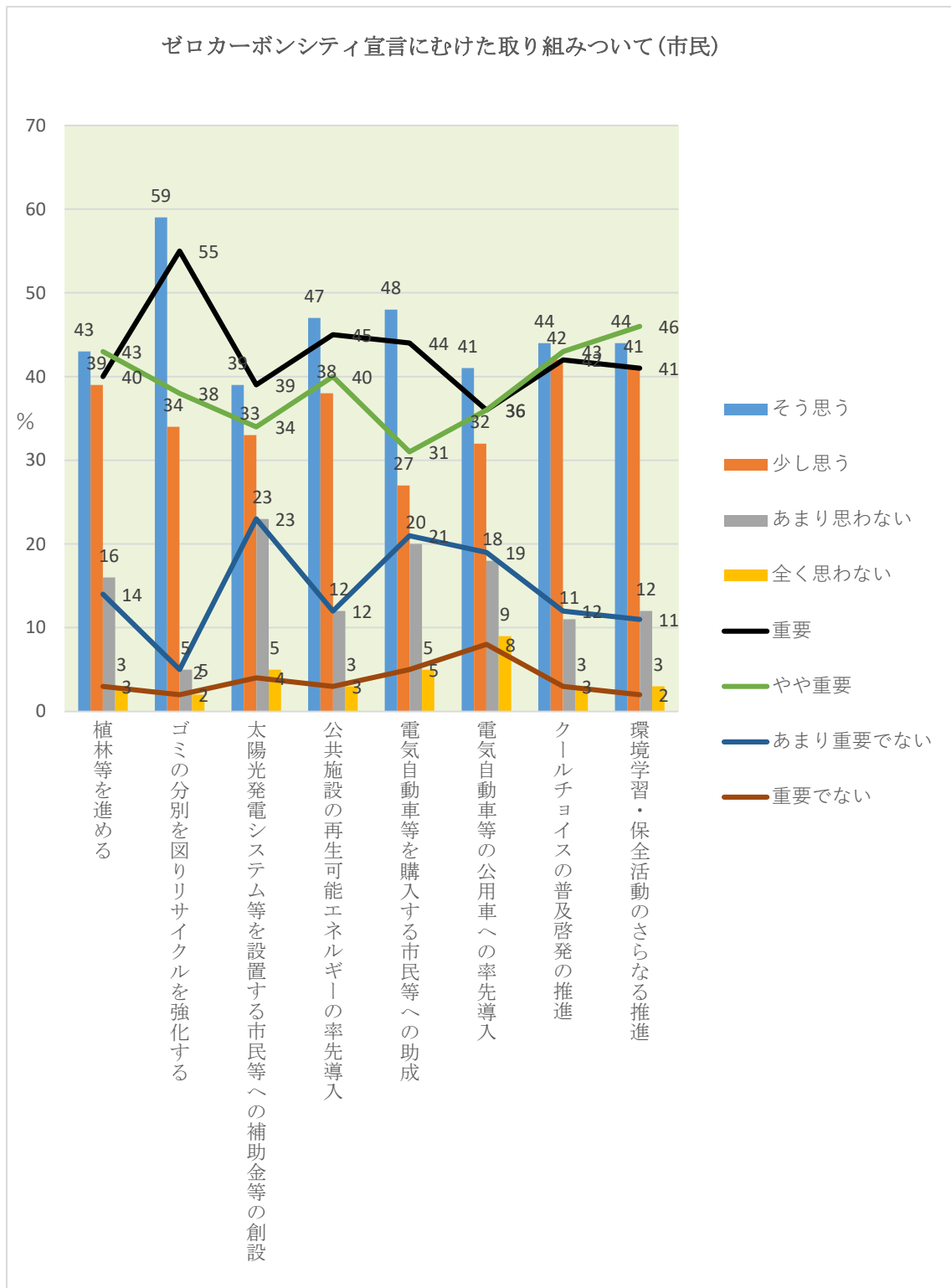
秋田県では、令和3年9月に SDGs の達成に意欲的に取り組む県内企業や自治体などを PR することで、企業等の連携推進や企業価値の向上、競争力の強化等を通じた SDGs の普及など、官民一体となった SDGs を原動力とした持続可能な地域社会を実現することを目的とした「秋田県 SDGs パートナー登録制度」を創設しており、当市も SDGs 達成に向けた宣言を行い、秋田県 SDGs パートナー登録を行っています。

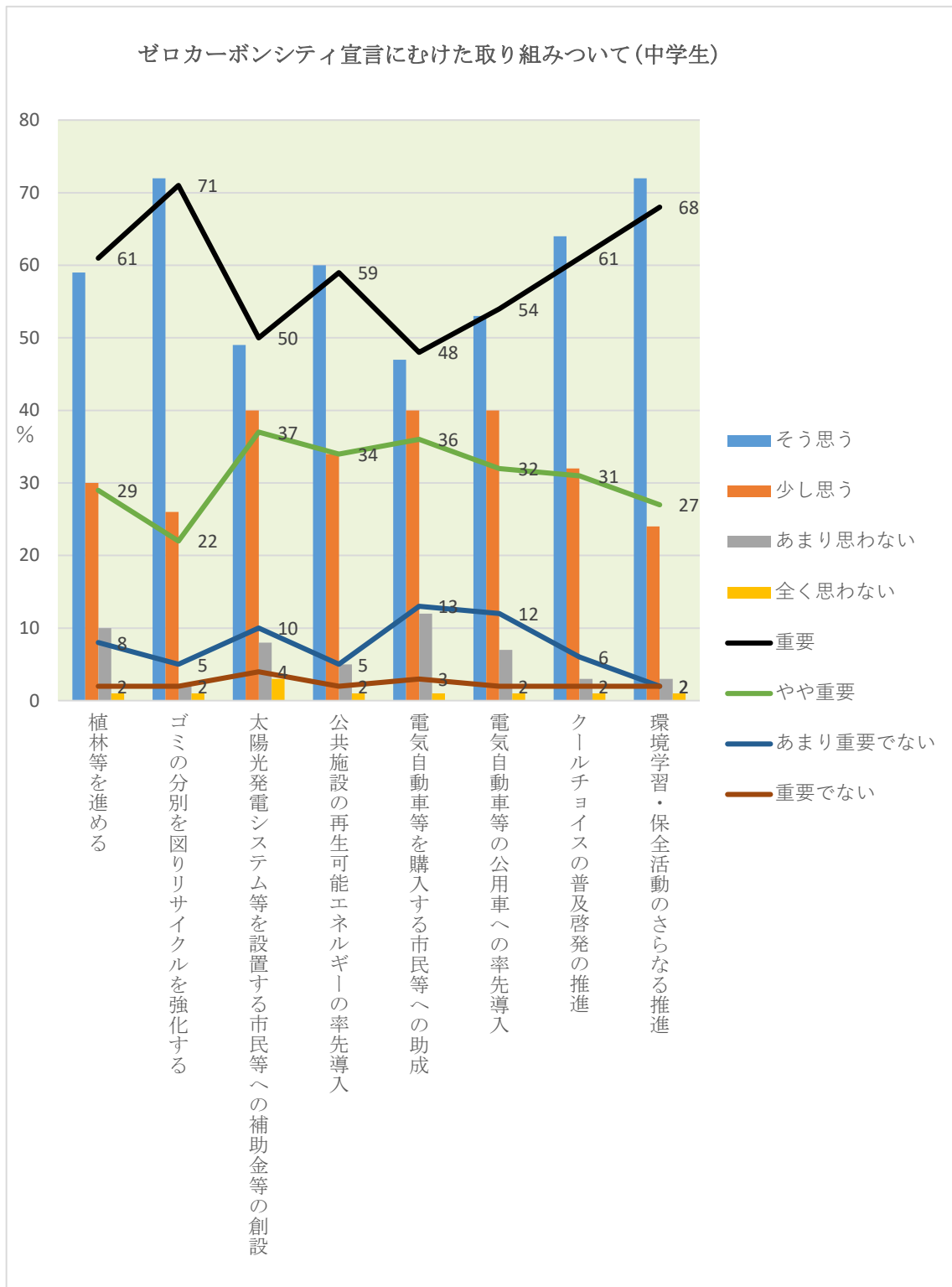
行政だけでなく市民、事業者の各主体が地球温暖化対策や SDGs を意識して、取り組みを推進することにより目指すべき環境像の実現にとどまらず、SDGs の実現への貢献も期待されることから、今回 SDGs に関する認知度と脱炭素化社会に向けた取り組むべきことについて、アンケートを実施しました。

SDGs という言葉を知っているか聞いたところ、「内容をよく理解している」、「少しだけ内容を知っている」の割合は、市民で 34%、中学生は 47%、事業者は 69% となっており、また、SDGs に「興味がある」「少し興味がある」と答えた市民は 44%、中学生は 49%、事業者は 80% という結果になりました。ただし、市民、中学生ともに約 3 割が今回初めて SDGs という言葉を聞いたと答えており、まだ認知度は高くなく、市民約 3 割、中学生約 2 割がまったく興味がないという結果となりました。

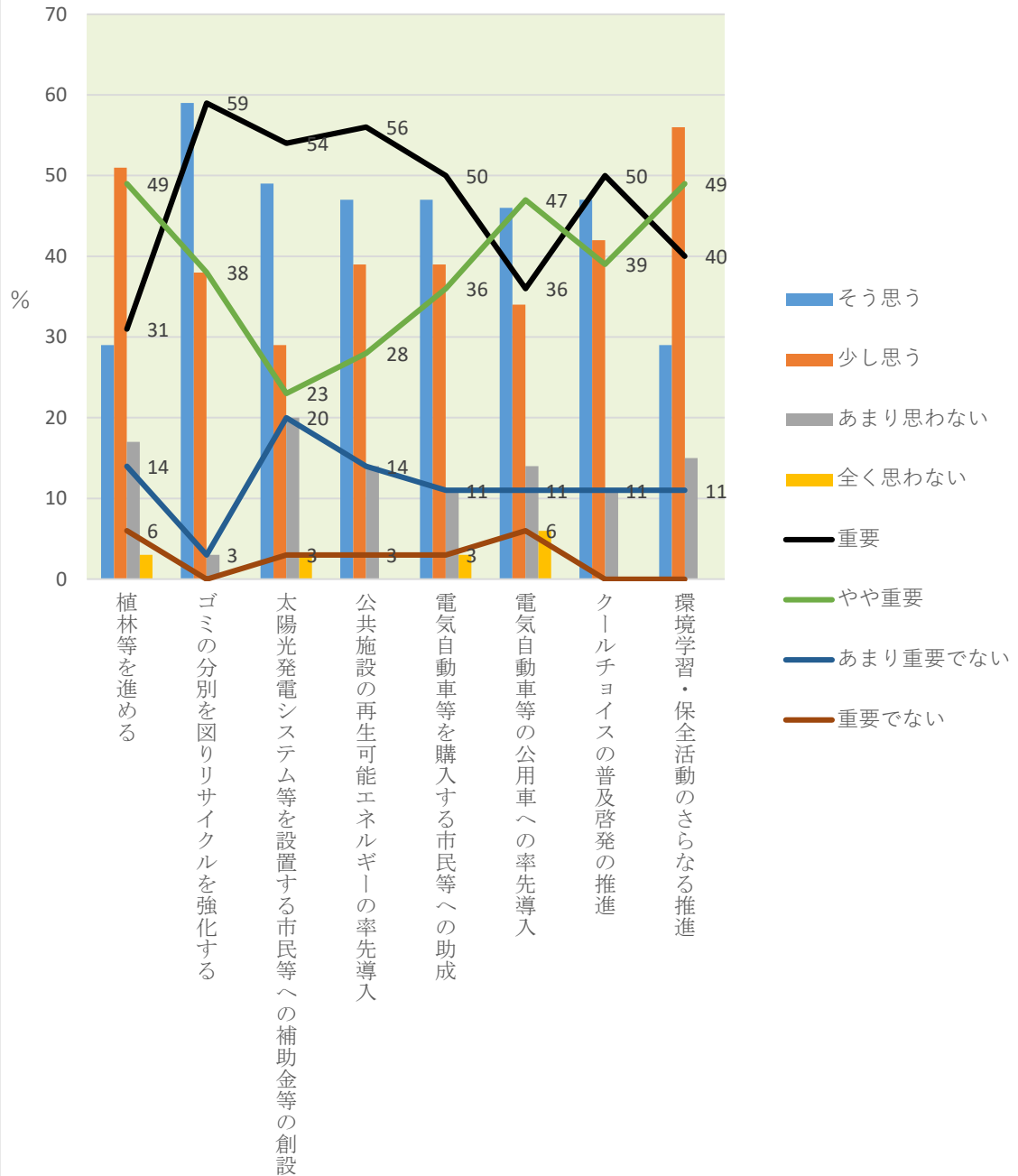
また、当市がゼロカーボンシティ宣言に向けてどのような取り組みを行えばよいかについては、市民、中学生、事業者の全てで「ゴミの分別を図りリサイクルを強化する」「公共施設の※再生可能エネルギーの率先導入」が割合、重要度ともに上位の結果となりました。







ゼロカーボンシティ宣言にむけた取り組みについて(事業者)



第3章 計画の方向性

- 3-1. 目指すべき環境像
- 3-2. 基本方針と基本目標
- 3-3. 計画の体系

第3章 計画の方向性

3-1. 目指すべき環境像

本市の目指すべき環境像は、第2次北秋田市総合計画の将来都市像の実現に向けた、環境・都市基盤分野の基本理念と同様とし、以下のとおり設定します。

「自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり」

自然環境の保全や循環型社会の構築は、現在の私達だけでなく次世代を生きる子ども達にとっても重要です。本市の恵まれた自然環境を後世に引き継ぐため、森林・河川環境の保全に努めるとともに、リサイクル体制の確立や省エネ・再生可能エネルギーの推進などを通じ、環境問題に対応します。また、快適な都市環境を整備するため、公共交通、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の適切な維持管理と機能強化に努めます。

3-2. 基本方針と基本目標

本計画の目指すべき環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。本計画では、北秋田市環境基本条例第7条に規定されている基本方針に基づき、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1. 健康で安心して暮らせる住みよいまち

基本目標2. 豊かな自然と共生し未来につなげるまち

基本目標3. 資源を大切に環境をまもるまち

基本目標4. みんなで環境について考え行動するまち

北秋田市環境基本条例

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが確保されること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (4) 環境の保全及び創造を推進するため、市、事業者及び市民が協働することができる社会を形成すること。

また、本計画の目指すべき環境像を実現するために、4つの基本目標に対応する数値目標を以下のとおり設定します。

目標値については、本計画に基づく施策の展開によって、市民の環境に対する意識がどの程度変化したかを確認するため、肯定的な意識が80%を下回っている対象があった項目については、80%以上にすることを基本条件としました。ただし、肯定的な意識について、対象者がいずれも50%を下回っている項目については、まずは50%以上にすることを目標としています。なお、80%を上回っている項目についても、現状以上の意識の向上を目指します。

令和3年度アンケート結果に基づき、目標値を再度決めました。今後、本計画に基づき施策の展開を行っていくことが必要となります。

基本目標1. 健康で安心して暮らせる住みよいまち

目標	H28 アンケート結果 (目標値:80%以上)	R3 アンケート結果	5年後目標値
不法投棄はみられないの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：66% 中学生：85% 事業者：69%	市民：64% 中学生：84% 事業者：48%	80%以上
タバコやごみの捨て方などのマナーは守られているの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：68% 中学生：67% 事業者：68%	市民：64% 中学生：89% 事業者：61%	80%以上
ごみは散乱しておらず清潔であるの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：77% 中学生：84% 事業者：83%	市民：79% 中学生：85% 事業者：83%	80%以上

基本目標2. 豊かな自然と共生し未来につなげるまち

目標	H28 アンケート結果(目標値：80%以上)	R3 アンケート結果	5年後目標値
水と触れ合う場が多いの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：48% 中学生：84% 事業者：66%	市民：40% 中学生：80% 事業者：41%	80%以上

基本目標3. 資源を大切に環境をまもるまち

目標	H28 アンケート 結果 (目標値)	R3 アンケート 結果	5年後目標値
買い物袋(マイバック)を持参したりして、レジ袋を貰わないようにしているの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：84% 中学生：71% (80%以上)	市民：94% 中学生：93%	95%以上
購入の際は、ごみが出にくいような商品や、壊れにくく長持ちする商品を選ぶの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：74% 中学生：76% (80%以上)	市民：71% 中学生：74%	80%以上
フリーマーケットやリサイクルショップを利用しているの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：34% 中学生：43% (50%以上)	市民：28% 中学生：45%	50%以上
飲料びんは※リターナブルびんを使用するなど再利用しているの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：63% 中学生：45% (80%以上)	市民：41% 中学生：46%	50%以上
小電回収ボックスを活用しているの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：43% 中学生：24% (50%以上)	市民：37% 中学生：23%	50%以上
自宅周辺の美化を保つために清掃活動をしているの「実行している」の割合	市民：63% (82%) 中学生：41% (81%)	市民：59% 中学生：28%	80%以上
冷暖房の温度を適温にするなど節電を心がけているの「実行している」の割合	市民：85% (94%) 中学生：76% (91%)	市民：81% 中学生：82%	90%以上
歯みがきや食器洗いなどの際は節水を心がけているの「実行している」の割合	市民：71% (87%) 中学生：78% (91%)	市民：67% 中学生：67%	80%以上
電化製品などの購入の際は省エネを意識して購入しているの「実行している」の割合	市民：69% (89%) 中学生：42% (80%)	市民：55% 中学生：37%	80%以上
車のアイドリングストップを実践しているの「実行している」の割合	市民：60% (76%)	市民：61%	市民：80%以上
なるべく車を使わず、徒歩や公共交通機関を利用している、呼び掛けているの「実行	市民：19% (36%) 事業者：0%	市民：16% 事業者：11%	50%以上

している」の割合	(67%)		
大気、水質、振動、悪臭、騒音などの公害防止対策の「取組んでいる」の割合	事業者：65% (94%)	事業者：60%	事業者：80%
リサイクル可能な原材料の使用や、環境負荷ができるだけ小さいものの優先購入の「取組んでいる」の割合	事業者：74% (94%)	事業者：42%	事業者：50%
機械や備品に関してできるだけ中古品を購入の「取組んでいる」の割合	事業者：47% (85%)	事業者：39%	事業者：50%

基本目標4. みんなで環境について考え行動するまち

目標	H28 アンケート 結果（目標値）	R3 アンケート 結果	5年後目標値
公園や緑地は適正に保全されているの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：77% 中学生：89% 事業者：85% (80%)	市民：68% 中学生：95% 事業者：72%	80%以上
伝統的な資源や文化が残っているの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：76% 中学生：98% 事業者：86% (80%)	市民：71% 中学生：97% 事業者：82%	80%以上
歴史・文化財などは適切に保全されているの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：76% 中学生：94% 事業者：77% (80%)	市民：68% 中学生：96% 事業者：68%	80%以上
街並みが美しいの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：38% 中学生：74% 事業者：37% (80%)	市民：33% 中学生：73% 事業者：36%	80%以上
自宅・事業所周辺の美化活動の「取組んでいる」割合	市民：80% 中学生：58% 事業者：97% (80%)	市民：59% 中学生：28% 事業者：86%	80%以上
北秋田市の環境学習の場や機会についてどのように感じますかの「満足」「やや満足」の割合	市民：76% 中学生：91% 事業者：73% (80%)	市民：73% 中学生：91% 事業者：73%	80%以上
市や民間団体等が主催する環境に関するボランティア活動に参加したことがある割合	市民：38% 中学生：46% 事業者：49% (50%)	市民：28% 中学生：51% 事業者：86%	80%以上

3-3. 計画の体系

目指すべき環境像の実現に向けて、環境施策を次のような体系で進めます。

目指すべき 環境像	基本目標	施策の展開方向	環境分野
「自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり」	健康で安心して暮らせる 住みよいまち	住環境の充実と公害の防止	生活環境
	豊かな自然と共生し未 来につなげるまち	自然の活用と保全	自然環境
	資源を大切に環境 をまもるまち	循環型社会の推進	地球環境・資源循環
	みんなで環境について 考え行動するまち	街並みと文化の継承	歴史・文化的環境
		環境パートナーシップの構築	参加行動

第4章 環境施策の展開

- 4－1．住環境の充実と公害の防止
- 4－2．自然の活用と保全
- 4－3．循環型社会の推進
- 4－4．街並みと文化の継承
- 4－5．環境パートナーシップの構築

第4章 環境施策の展開

本計画の目指すべき環境像を実現するため、4つの基本目標に基づく5つの施策の展開方向を踏まえ、市民、事業者、市の各主体が一体的に取り組むべき施策を示しました。

また、各主体がSDGsを意識して、行動指針に基づく取り組みを推進することにより、目指すべき環境像の実現にとどまらず、SDGsの実現への貢献も期待されることから、関連するSDGsのゴールを示すこととしました。

4-1. 住環境の充実と公害の防止



基本目標：健康で安心して暮らせる住みよいまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・※次世代自動車や※LED照明などの省エネルギー性能の高い機器の購入に努めます。 ・※エコドライブを実践します。 ・野焼きはしません。 ・テレビやステレオを聴く時の音量など、生活騒音について近所の迷惑にならないよう十分に気を付けます。 ・住宅街や夜間の車の走行時には、騒音や振動に気を付けます。 ・食品ロスを減らすための工夫を心がけます。 ・汚水や油を流しません。 ・周辺を清潔に保ち悪臭が発生しないように努めます。 ・ごみのポイ捨てや不法投棄をせず、分別・排出のルールを守ります。 ・ごみの不法投棄の監視体制に協力します。 ・公共下水道の供用区域では、速やかな接続に努めます。 ・犬、猫などのペットのふんの処理など、適正飼育に努めます。 ・騒音や悪臭の発生時には、速やかに市に通報します。 ・※環境放射線について、関心を持ちます。 ・農薬の適正な使用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車やLED照明などの省エネルギー性能の高い機器の購入に努めます。 ・エコドライブを実践します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きはしません。 ・建設作業時などの事業活動時は、低騒音型の重機や設備などの導入に努めます。 ・防音、振動対策は十分に行います。 ・住宅街や夜間の車の走行時には、騒音や振動に気を付けます。 ・自己管理体制を強化し、排水基準を守り、汚水や油を流しません。 ・悪臭対策を十分に行います。 ・廃棄物の適正処理を行うとともに、3Rを念頭に置いた事業活動を行います。 ・ごみの不法投棄の監視体制に協力します。 ・公共下水道の供用区域では、速やかな接続に努めます。 ・農薬の適正な使用に努めます。 ・事業活動の地域への影響について話し合いの場を設けるなど、情報提供に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車やLED照明など省エネルギー性能の高い機器の購入について啓発します。 ・エコドライブを実践し、啓発します。 ・次世代自動車やLED照明など省エネルギー性能の高い機器の率先導入や※グリーン購入を率先して行います。 ・野焼きの防止について啓発し、巡回や指導を徹底します。 ・車両通行時に騒音、振動が起こらないように、道路の維持管理に努めます。 ・騒音や振動、悪臭の苦情があった時は、発生者に対し指導をします。 ・地下水や浸出水、水道水について水質検査を徹底し、注意を払います。 ・ごみの分別・排出について、出前講座などを活用し、周知啓発に努めます。 ・不法投棄監視員などと連携をとりながら、監視パトロールなどの強化を図り、不法投棄の防止を徹底します。 ・不法投棄の防止体制について、適宜見直しを図り、強化に努めます。 ・犬、猫などのペットの適正飼育を啓発します。 ・環境放射線の測定を継続し、周知します。 ・河川の水質など、健康で安心して暮らせる環境情報について管理者などと連携して把握することに努めます。

4-2. 自然の活用と保全



基本目標：豊かな自然と共生し未来につなげるまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源や野生動植物の保全に協力します。 ・ 自然資源や野生動植物について学びます。 ・ 造林や間伐などを適正に行い、計画的な森林管理に努めます。 ・ 森林、公園、河川などに、ごみのポイ捨てなどをせず、きれいな維持管理に協力します。 ・ 自然の中でレクリエーション活動をして楽しみます。 ・ 自然の大切さを学びます。 ・ 環境保全美化活動に積極的に参加します。 ・ ※耕作放棄地の発生抑制や活用に向けた取り組みに努めます。 ・ レジ袋の削減などを通して、※海洋プラスチックごみ問題に関心を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源や野生動植物の生態系の保全に配慮して事業活動を行います。 ・ 森林、公園、河川などに配慮して事業活動を行います。 ・ 造林や間伐などを適正に行い、計画的な森林管理に努めます。 ・ 自然を体験できるような行事を検討します。 ・ 子供から高齢者まで、誰もが気軽に自然と触れ合える機会や空間を提供します。 ・ 環境保全美化活動に積極的に参加します。 ・ 耕作放棄地の発生抑制や活用に向けた取り組みに努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源や野生動植物の生態系の保全に配慮した事業活動を行います。 ・ 森林、公園、河川などの計画的な整備や、適正な維持管理を行います。 ・ 造林や間伐などを適正に行い、計画的な土地利用を図り、森林、山、田園などを豊かに保全します。 ・ 河川管理者と連携し、景観の維持に努めます。 ・ 森林や公園などで、自然を体験できる機会を提供するために、関係者と積極的に連携し、自然に触れることを通して、自然環境保全のことを学べるような機会の提供に努めます。 ・ 市民に親しまれるような水と触れ合う場所の創出や、イベントなどでの活用に向けて、河川管理者や事業者などと連携して、動植物の生育環境や景観に配慮した河川づくりに努めます。 ・ 子供から高齢者まで、誰もが気軽に自然と触れ合えるイベントなどを積極的に

	<p>企画します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、団体、NPO のもつ環境についての情報の把握に努めます。 ・耕作放棄地の発生抑制や活用に向けた取り組みに努めます。
--	--

4-3. 循環型社会の推進



基本目標：資源を大切に環境をまもるまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ものを修理や加工するなど、大切に使います。（リデュース） ・詰替え用製品を選択します。（リユース） ・マイバッグを使用し、過剰包装は断るなど、ごみを出さないように努めます。 ・資源ごみとして出せるごみは、資源ごみとして出すように努めます。 ・日常生活における節電、節水に努めます。 ・エコドライブを実践します。 ・次世代自動車やLED照明などの、省エネルギー性能の高い機器の購入を検討します。 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用について検討します。 ・食品ロスをなくすため、食べ残しをしないように努めます。 ・フリーマーケットなどの実施により再利用に努めます。 ・リサイクルの推進のため、使用済み小型電化製品は、こでん回収ボックスを利用するなど適正に処理します。 ・市からのリサイクルなどの情報に積極的に関心を持ち、リサイクル推進の取り組みに協力します。 ・※エコマークや※グリーンマークなど※環境ラベルのついた、環境にやさしい商品を選びます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ものを修理や加工するなど、大切に使います。（リデュース） ・コピーやメモ用紙などは裏紙を有効利用します。（リユース） ・情報伝達などは電子媒体により行い、ペーパーレス化に努めます。 ・ごみの分別や処理について、職場内での教育を徹底します。 ・事業活動における節電、節水に努めます。 ・クールビズなど、服装による温度調整を実践します。 ・エコドライブを実践します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車やLED照明などの、省エネルギー性能の高い機器の購入を検討します。 ・太陽光発電などの新エネルギーの利用について検討します。 ・食品ロスをなくすため、食べ残しをしないように努めます。 ・※産業廃棄物の適正処理や有効利用に努めます。 ・市からのリサイクルなどの情報に積極的に関心を持ち、リサイクル推進の取り組みに協力します。 ・再生紙などのリサイクル製品や、エコマーク製品などを使用するよう努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ものを長く使うことや、ごみの減量化について実践し、啓発します。 ・ものを修理して使い、むやみに買い換ええないことについて実践し、啓発します。 ・コピーやメモ用紙などは裏紙の有効利用を実践し、啓発します。 ・情報伝達などは電子媒体により行うなど、ペーパーレス化を実践し、啓発します。 ・ごみの分別・排出について、出前講座などを活用し、周知啓発をします。 ・節電、節水の啓発をします。 ・クールビズなど服装による温度調整を実践し、啓発します。 ・エコドライブを実践し、啓発します。 ・次世代自動車やLED照明などの省エネルギー性能の高い機器の購入を啓発し、率先導入します。 ・公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用について検討します。 ・市内のエネルギー使用量の把握に努め、省エネルギーや地球温暖化問題などについての啓発をします。 ・食品ロスについて啓発し、生ごみの廃棄量の減少を目指します。 ・国や県などの啓発マークやキャラクターなどを活用し、環境に対して親しみやすい啓発に努めます。 ・フリーマーケットなどの機会の提供を支援します。 ・リサイクルの推進のため、こでん回収ボックスの利用を推進します。 ・リサイクルの推進のため、市民にリサイクルの現状などの情報を積極的に発信し、資源ごみの分別に関する意識の向上を図ります。 ・グリーン購入の普及・啓発を進めます。

4-4. 街並みと文化の継承



基本目標：みんなで環境について考え行動するまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の歴史や伝統に関心を持ちます。 ・お祭りなどの伝統行事に積極的に参加します。 ・文化財の保護に協力します。 ・市の文化などに関心を持ち、継承に協力します。 ・新たな文化の発見や機会に関心を持ちます。 ・景観を維持するため、まちの美化などに協力します。 ・公園利用などの際、マナーに気を付けます。 ・家庭、地域で歴史文化について話し合う機会を持ちます。 ・自宅周辺の美化を保つために清掃活動に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の歴史や伝統に関心を持ちます。 ・お祭りなどの伝統行事に積極的に参加します。 ・文化財の保護に協力します。 ・市の文化などに関心を持ち、継承に協力します。 ・新たな文化の発見や機会に関心を持ちます。 ・景観を維持するため、まちの美化などに協力します。 ・歴史・文化的価値のあるものの認識を高め、事業活動に活用します。 ・事業所周辺の美化を保つために清掃活動に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の歴史や伝統に関し、啓発をします。 ・お祭りなどの伝統行事の企画や存続を支援します。 ・文化財の保護に努めます。 ・新たな文化の発見できるような機会を検討します。 ・景観を維持するため、まちの美化活動を企画、啓発します。 ・空き地や道路沿いの雑草や側溝の汚泥などによる景観の悪化防止に努めます。 ・地域の歴史文化を再認識できるよう、歴史文化財に触れる機会を積極的に作っていきます。

4-5. 環境パートナーシップの構築



基本目標：みんなで環境について考え行動するまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する意識を高め、周りの人を少しでも感化します。 ・ごみ捨てなどに対するマナーやモラルの向上を目指し、地域内での声かけや注意しあえる環境づくりに努めます。 ・クリーンアップなどの環境保全活動に積極的に参加します。 ・出前講座などを活用し、環境学習に努めます。 ・地産商品を積極的に使います。 ・フリーマーケットなどの実施により再利用に努めます。 ・騒音や悪臭の発生時には、速やかに市に通報します。 ・公共交通機関を積極的に利用します。 ・地球温暖化対策のための国民運動「※COOL CHOICE（賢い選択）」に関心を持ち、理解を深め、実践に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する意識を高めます。 ・クリーンアップなどの環境保全活動に積極的に参加します。 ・地場産業、商業、観光と連携して、地域の活性化を図ります。 ・公共交通機関を積極的に利用します。 ・地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に基づく事業活動を図ります。 ・市が企画・実施する環境教育やイベントに協力し、自らも積極的に活動することに努めます。 ・施設見学の受入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。 ・※CSR（社会的責任）やSDGs（持続可能な開発目標）を意識した活動に積極的に取り組み、情報発信を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する意識を高めるような情報を収集し積極的に啓発します。 ・クリーンアップなどの環境保全活動を積極的に実施します。 ・環境に関する出前講座などにより、環境学習の機会を提供します。 ・子供のころから環境意識を高めていけるような環境教育の機会について、学校や事業者などと協力して創出します。 ・フリーマーケットなどの機会を提供し、再利用を推進します。

- ・公共交通機関の利用について実践し、啓発します。
- ・環境に関する専門的知識のある活動リーダーの人材把握に努めるとともに、その活用に努めます。
- ・市民、団体、NPO のもつ環境についての情報の把握に努めます。
- ・国や県、NPO などが実施する環境学習の機会について周知・啓発します。
- ・地域コミュニティや住民団体などによる環境に関する活動・企画を協力・支援します。
- ・地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」の普及啓発、事業活動の支援を図ります。
- ・広報やHPなどを利用し、市の環境に関する情報などを発信していきます。
- ・6月の環境月間などに、環境に関するイベントを企画するなど、定期的に意識づけできるような機会の創出に努めます。

第5章 計画の推進体制 及び進行管理

5-1. 計画の推進体制

5-2. 計画の進行管理

第5章 計画の推進体制及び進行管理

5-1. 計画の推進体制

本計画に掲げる施策を総合的・計画的に推進するため、市民、事業者、市が連携を図るとともに、各種計画との事業調整や進捗状況の把握、環境情報の共有、環境保全意識の啓発などについて、関係機関との連携に努めます。また、環境施策を推進するために体制の整備、充実に努めます。

(1) 環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査、審議するため、環境審議会を設置しています。審議会は、学識経験者、関係行政機関の職員、市民など15名以内の委員により構成されています。審議会では、本計画の策定や進行状況の点検評価などに関することについて、審議や提言を行います。

(2) 庁内の推進体制

本計画に掲げる環境に関する取り組みは、本市の組織全般に関わるものであり、計画の着実な推進のためには全庁的な取り組みをする意識が必要です。このため、環境施策の進捗状況などを共有し、各種計画や事業の調整・連携のもと、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。

(3) 市民、事業者との連携

本計画に掲げる環境像の実現のためには、市民一人ひとりの意識改革や事業者による環境配慮の取り組みが求められます。そのため、市民が環境問題を自らの問題ととらえ、できることから行動に移していただけるよう、本計画の周知や環境に関する情報の提供、環境保全活動への支援を行います。また、事業活動による環境への負荷を軽減していくために、事業者への環境配慮への取り組みを支援していきます。

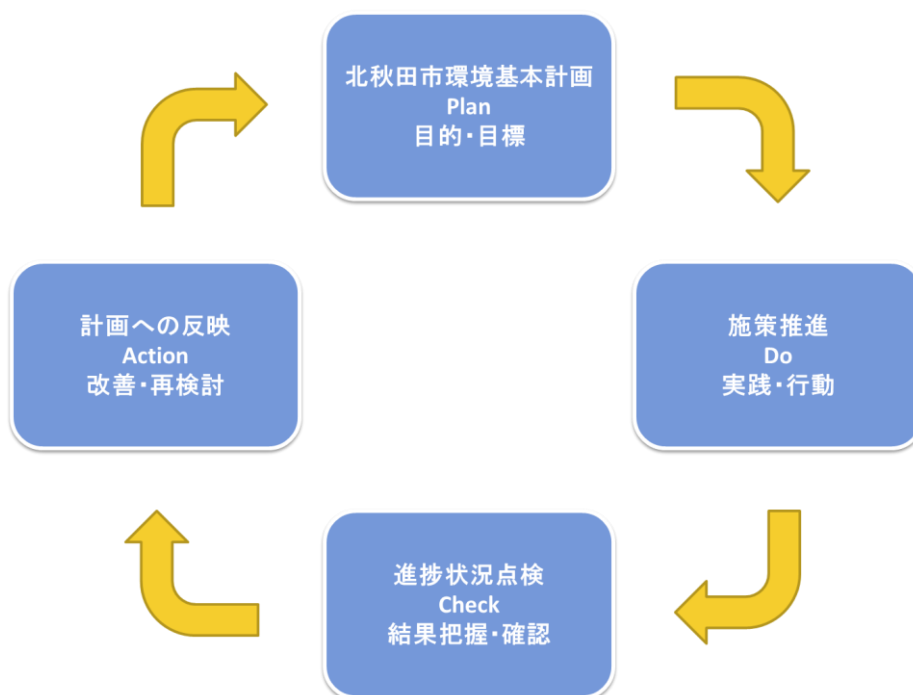
(4) 広域的連携

地球温暖化などの広域的な課題への対応については、国や県などと連携を図り、国及び県の「環境基本計画」との整合を図るなど、より広域的な視点からの取り組みを推進します。また、周辺自治体や先進的な取り組みを行っている自治体などと連携を図りつつ、計画実行に向けて積極的に取り組みます。

5-2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、施策及び事業の成果について定期的に把握し、評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCA サイクルの考え方にに基づき、計画の策定 (Plan)、施策の実施及び推進 (Do)、実施状況などの点検及び評価 (Check)、評価結果を計画へ反映させる見直し (Action) という一連の手続きに沿って、継続的な進行管理をしていきます。



資料編

- 資料 1 北秋田市環境基本計画策定の経過
- 資料 2 北秋田市環境審議会委員名簿
- 資料 3 北秋田市環境基本条例
- 資料 4 環境に関するアンケート結果（その他の意見）
- 資料 5 用語解説

資料編

資料 1 北秋田市環境基本計画策定の経過

平成 28 年 3 月 23 日・・・北秋田市環境基本条例制定

平成 28 年 7 月 1 日・・・北秋田市の環境に関する市民アンケート実施

平成 28 年 10 月 14 日・・・第 1 回北秋田市環境審議会（委嘱状交付式、諮問）

平成 28 年 11 月 18 日・・・第 2 回北秋田市環境審議会

平成 28 年 12 月 16 日～平成 29 年 1 月 16 日・・・北秋田市環境基本計画（案）に係る意見募集
（パブリックコメント）実施

平成 29 年 1 月 25 日・・・第 3 回北秋田市環境審議会

平成 29 年 2 月 13 日・・・北秋田市環境審議会からの答申

中間見直し

令和 3 年 7 月 13 日・・・第 1 回北秋田市環境審議会（委嘱状交付式、諮問）

令和 3 年 8 月 1 日・・・北秋田市の環境に関する市民アンケート実施

令和 3 年 12 月 20 日・・・第 2 回北秋田市環境審議会

資料 2 北秋田市環境審議会委員名簿

任期：令和3年7月13日～令和5年7月12日

区 分	氏 名	職・所属等
会 長	湊屋 啓二	米代川の環境を守る会 会長
副会長	佐々木 弘	認定特定非営利活動法人 環境あきた県民フォーラム 副理事長
委 員	金田 浩樹	北秋田市教育委員会 総務課長
委 員	小松 正彦	北秋田市市民生活部 部長
委 員	高橋 誠博	秋田たかのす農業協同組合 総務課長
委 員	中嶋 順悦	北秋田市鷹巣自治会連絡協議会 理事
委 員	中村 千代子	北秋田市連合婦人会 阿仁婦人会長
委 員	成田 光弘	北秋田市土地改良区 理事長
委 員	畠山 清志	大館北秋田森林組合 代表理事組合長
委 員	檜森 正太	北秋田市観光物産協会 会長
委 員	藤岡 茂憲	北秋田市商工会 会長
委 員	三澤 弘充	秋田県生活衛生同業組合北秋田支部連絡協議会 会長
委 員	山野内 キミ子	鷹巣消費者の会 会長

(敬称略、会長、副会長以外は50音順)

資料 3 北秋田市環境基本条例

北秋田市環境基本条例

平成 28 年 3 月 23 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって行うものとする。

3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が生態系などの地球全体の環境に影

響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活において推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが確保されること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (4) 環境の保全及び創造を推進するため、市、事業者及び市民が協働することができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、北秋田市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように配慮するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全を図るための適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(誘導的措置)

第 13 条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等の推進)

第 14 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進するものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 16 条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び市民等の自発的な活動の促進)

第 17 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(環境の状況の把握等)

第 19 条 市は、監視、測定等の実施により生態系などの環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な体制を整備するものとする。

(国、地方公共団体及びその他団体との協力)

第 21 条 市は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国、他の地方公共団体及び民間団体とも連携し協力して推進するように努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、北秋田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 北秋田市環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 環境に関するアンケート結果（その他の意見）

本計画の策定にあたり、本市の環境についての感じることや、関心のあるものなどについて市民の意見を取り入れるために、択一式のアンケートを実施しました。その結果については、本計画の第2章に掲載しておりますが、アンケートの中には、択一以外のその他意見や、環境に関して感じることなどを自由記載していただく設問があり、非常にたくさんの意見を回答いただきました。

以下に、回答いただいた意見を取りまとめたものを掲載いたします。これら市民の貴重な意見を真摯にうけとめ、本計画の基本目標や理想となる環境像の実現のために、必要な施策を実施してまいります。ご協力いただき誠にありがとうございました。

※一部表現の変更や、同様の意見などは取りまとめて記載しております。

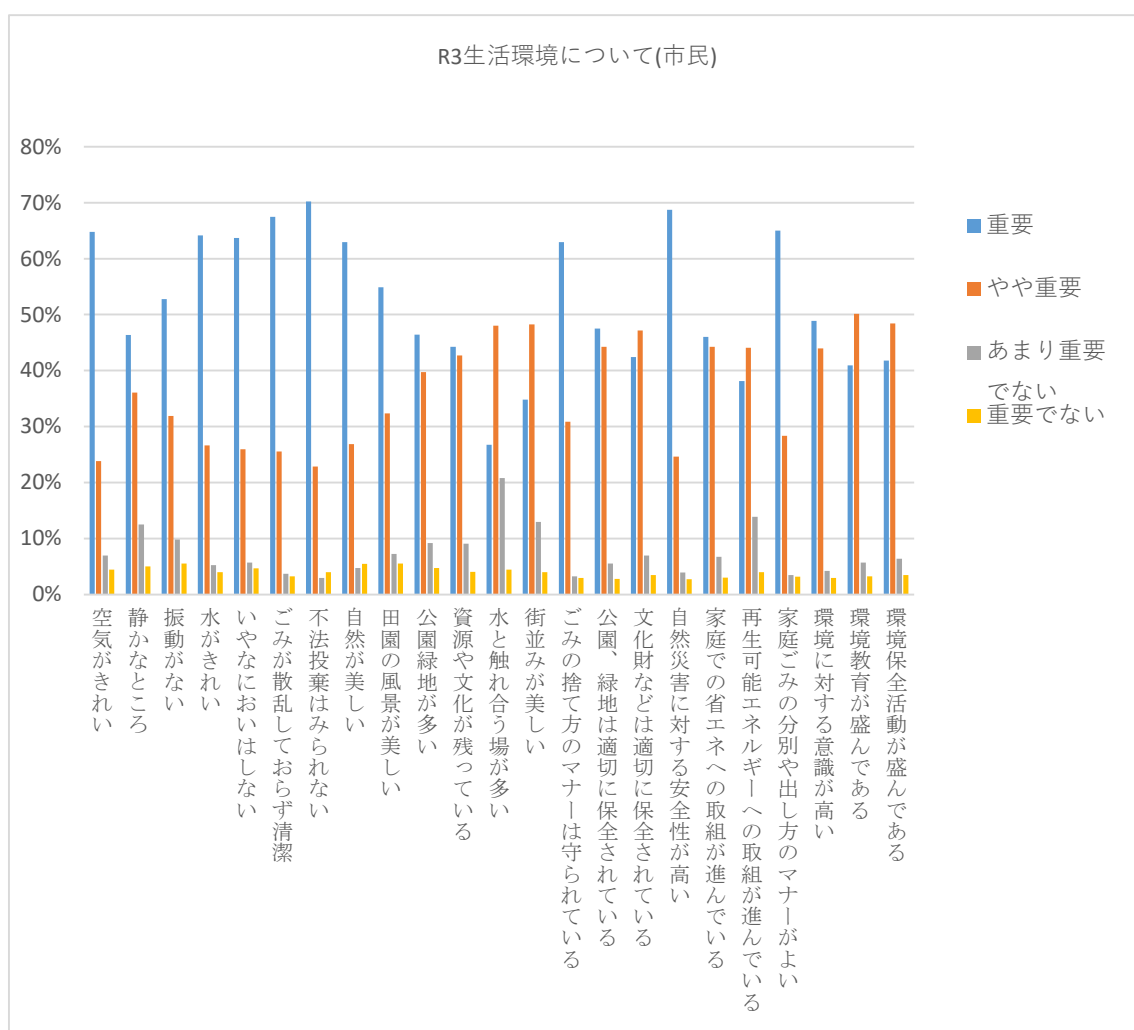
問 北秋田市の環境で改善して欲しいところは？（発生場所・原因等）

項目	発生場所・原因等
ゴミ捨てるマナー	森吉地区、河川、人通りの少ない場所、鷹巣地区(2)、木々の間、道路沿線、国道7号線、綴子地区、105号線(谷や川辺)、旧町内、国道105号、アパート、米代川河川敷、河川公園の土手下(前田)、堤防、田んぼ、小又地区、道路脇の山林、新舟見町、田中-糠沢間の農道、隣人、綴子地区の国道、鷹巣のスーパーの駐車場
悪臭がすること	比立内、森中周辺、下杉の工事現場、米代川、通学路、下水道の臭い、下水道が整備されていない(2)、汲取り、上羽立～下羽立、前田地区・豚舎の悪臭、元米内沢高校、近所でゴミ焼きしてる人がいる、肥料の臭い(2)、汲み取り、フリーデン(2)、時々空港のトンネル内、牛舎からの臭い(西風時)、畑、米内沢、綴子、合川、森吉、風の向きで臭いがある、馬の堆肥を捨てる人がいる、浦田地域、隣人、集落の排水、トイレの臭いがひどい、駅前公園の向かい他
河川などの水の汚れ	米代川(7)、阿仁川、阿仁川沿岸、小阿仁川(3)、小又川、国道沿い、掛泥地区の川の土砂でのつまり、綴子川の雑草、橋の上から見える川、テンポの川(あけぼの町)、鷹巣
騒音がすること	鷹巣、米内沢のバイパス、米内沢七曲国道、綴子山神堂、国道やコンビニ、繁華街、夜中にスピードを出して走行している。県道・住吉町、西鷹巣7号線国道、

	<p>体育館(話し声、早朝の牛の鳴き声)、スーパーなどの深夜のトラック、合川、栄字中綱、車の音、阿仁・吉田地区、信号の直前で速度増す、車の音、大淵、近隣の草刈り、犬の放し飼い、機械でのマキ割り、チェーンソー、自宅近くでやることの注意をしてほしい。</p>
不法投棄がみられること	<p>空地、道路(2)、農道(2)、米内沢、森吉地区、河川敷、高村岱、国道7号線、鷹巣の歩道、山、松沢～上舟木集落間、R105号線沿(特に大覚野峠)、河川敷、阿仁の林道沿い、森吉、事業継続しているか不明な土地、栄地区 緑地へのポイ捨て、全域、西部農道、川、河川敷、阿仁川河川敷、バイパス、道路脇等、農道・バイパス、七日市山の奥、公園内、市道、県道のわき、車、人が通らない山の中の道路、見えないところ、鷹巣中央公園、林道、米内沢石坂下り左、道から少し奥に入ると、伊勢町、堤防脇、林脇の道等、いろいろな所、松沢から上舟木の間、鷹巣地区、河川のそば、米代川近く田んぼ ガソリンと書かれたタンク、阿仁か移動両端の歩道叢にゴミ、県道沿い、鷹巣一前山間の農道、国道脇、七日市の坂脇、袋に入ったゴミが道端に、缶、ペットボトルなど、林道など車の待避所、道路等、新舟見町、阿仁・森吉・合川国有林内、北欧の杜の道路脇等、黒沢街道、最近少ない、本城御嶽山道、堤防沿い、阿仁 山間、大淵農道、隣人、新田目地区、七日市吉野の坂、県道沿いなど、旧合川高校裏の林、R105比立内先</p>
振動がすること	<p>旭町、橋、七日市、銀座通り、住吉町、宮前町、阿仁・吉田地区、栄字中綱、松ヶ丘住宅、東中岱、米内沢高校通り、西鷹巣7号線国道、U字溝の低下、トラック(5)、除雪の時、</p>
土壌・地下水の汚染があること	<p>米内沢七曲、神成、地下水に濁り(土)が増えた</p>
街にゴミが捨てられ清潔でないこと	<p>歩道(国道沿い)、国道沿い、全体的(4)、合川、町中でたまに見る、中央公園(2)、陸橋の階段、鷹巣(2)、鷹巣の堤防、鷹巣橋、河川敷・街中、深沢から品類に行く道、児童公園、太田、道路沿い、タバコの吸い殻、国道沿、国道285号 米内沢～上小阿仁、ポイ捨て、コンビニ周辺、七日市、農道・バイパス、ファルコン後線路側、下杉、町内、道路、市内、中学校・高校周辺、森吉、タバコのポイ捨てが見られる、鷹巣、自宅まわり タバコポイ捨て、農道脇など、町内の道路わき、河川敷、鷹巣町内、車道にポイ捨てがある、集落と集落の間、花園町、7号などの国道、合川農道</p>
空気が汚れていること	<p>下杉の工事現場、綴子小田、綴子</p>
野焼きがみられること	<p>南鷹巣、鷹巣、田んぼ(3)、綴子(2)、七日市(2)、道の駅の裏側、合川、東横町の周辺に、定期的に煙のにおいがきて、家の中に充満して困ってます。川</p>

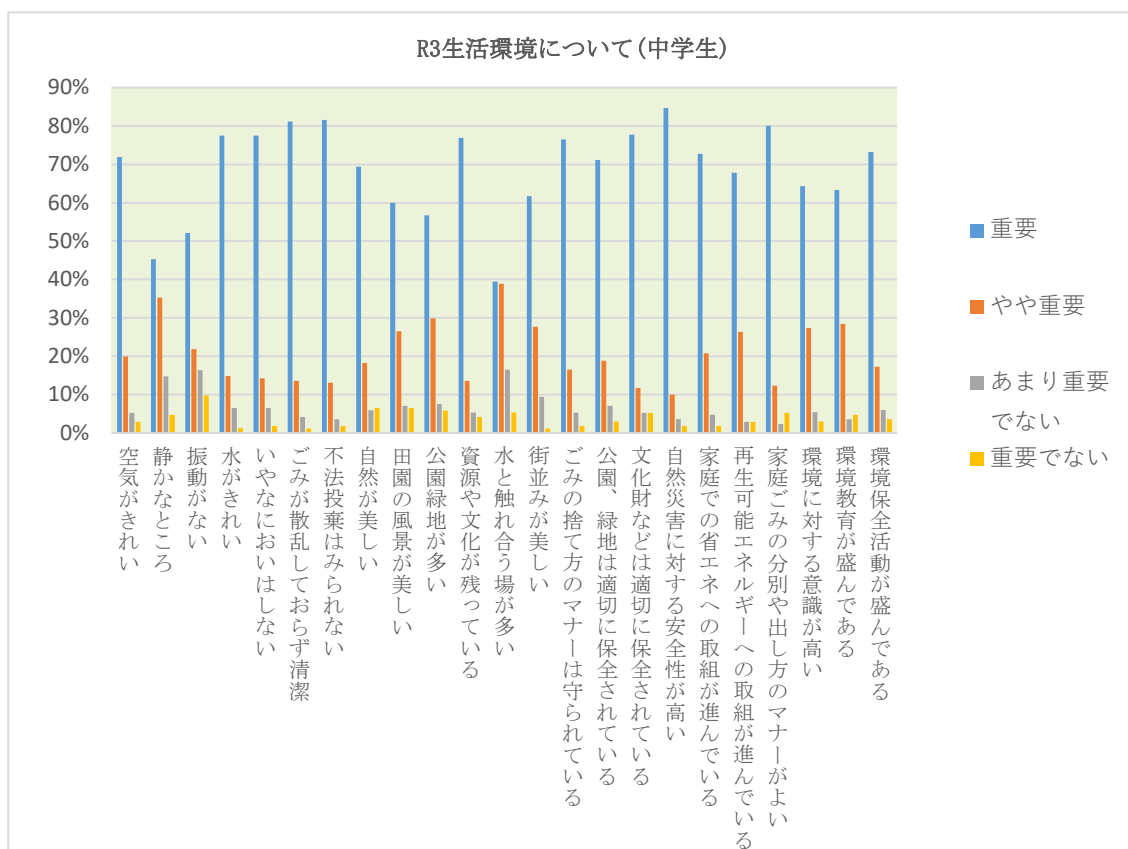
	井、新舟見町、畑(2)、蟹沢、各地区(3)
その他	街灯が少ない(芹沢、三里)、ゴミ捨て場に虫がたくさんいる(深沢)、シャッター街といわれる商店街の改善、利活用を。総合庁舎周辺地域のカラスのフン対応。営業所への家庭ごみ持ち込み、敷地内投棄。街路樹にアメリカシロヒトリ発生中

問 生活環境について(重要度)



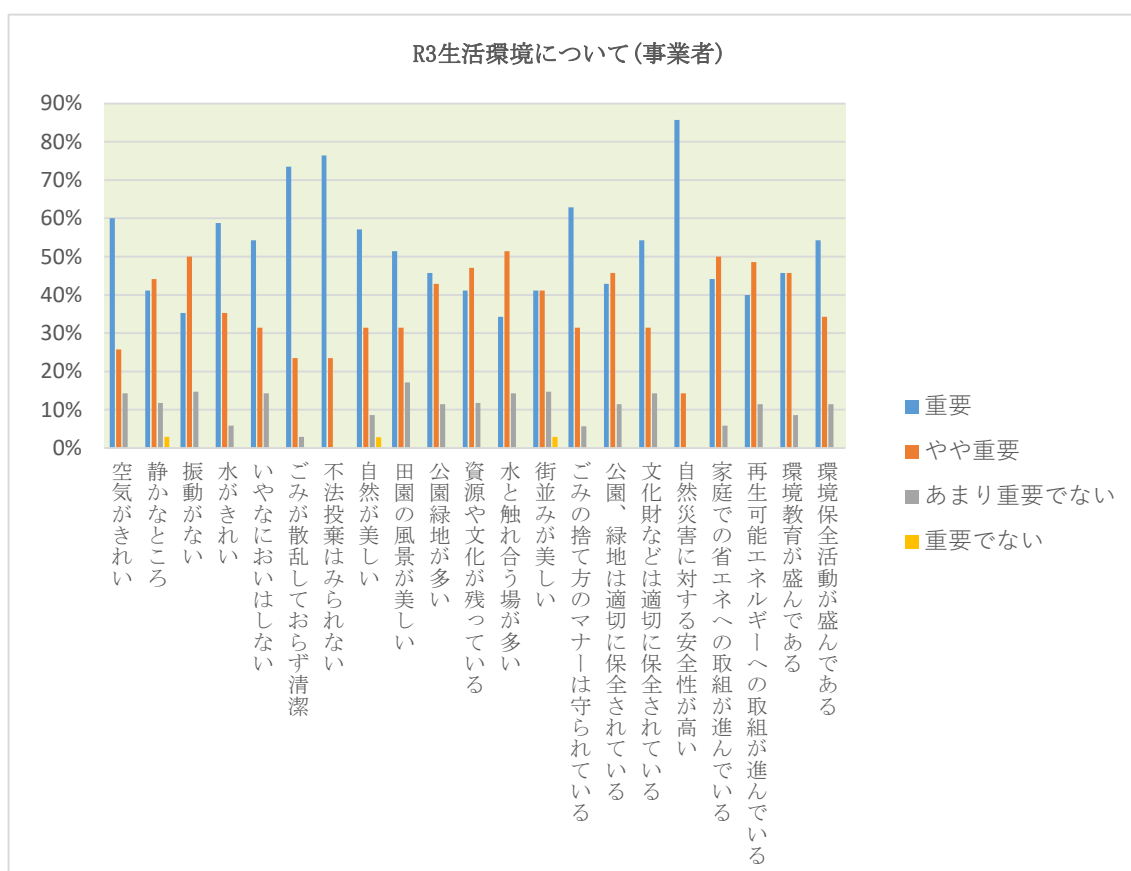
R3生活環境について(市民)	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない
空気がきれい	65%	24%	7%	4%
静かなところ	46%	36%	13%	5%
振動がない	53%	32%	10%	6%
水がきれい	64%	27%	5%	4%

いやなおいほしない	64%	26%	6%	5%
ごみが散乱しておらず清潔	67%	26%	4%	3%
不法投棄はみられない	70%	23%	3%	4%
自然が美しい	63%	27%	5%	5%
田園の風景が美しい	55%	32%	7%	6%
公園緑地が多い	46%	40%	9%	5%
資源や文化が残っている	44%	43%	9%	4%
水と触れ合う場が多い	27%	48%	21%	4%
街並みが美しい	35%	48%	13%	4%
ごみの捨て方のマナーは守られている	63%	31%	3%	3%
公園、緑地は適切に保全されている	47%	44%	6%	3%
文化財などは適切に保全されている	42%	47%	7%	3%
自然災害に対する安全性が高い	69%	25%	4%	3%
家庭での省エネへの取組が進んでいる	46%	44%	7%	3%
再生可能エネルギーへの取組が進んでいる	38%	44%	14%	4%
家庭ごみの分別や出し方のマナーがよい	65%	28%	3%	3%
環境に対する意識が高い	49%	44%	4%	3%
環境教育が盛んである	41%	50%	6%	3%
環境保全活動が盛んである	42%	48%	6%	3%



R3 生活環境について(中学生)	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない
空気がきれい	72%	20%	5%	3%
静かなところ	45%	35%	15%	5%
振動がない	52%	22%	16%	10%
水がきれい	78%	15%	7%	1%
いやなおいほしない	78%	14%	7%	2%
ごみが散乱しておらず清潔	81%	14%	4%	1%
不法投棄はみられない	82%	13%	4%	2%
自然が美しい	69%	18%	6%	6%
田園の風景が美しい	60%	26%	7%	6%
公園緑地が多い	57%	30%	8%	6%
資源や文化が残っている	77%	14%	5%	4%
水と触れ合う場が多い	39%	39%	16%	5%
街並みが美しい	62%	28%	9%	1%
ごみの捨て方のマナーは守られている	76%	16%	5%	2%

公園、緑地は適切に保全されている	71%	19%	7%	3%
文化財などは適切に保全されている	78%	12%	5%	5%
自然災害に対する安全性が高い	85%	10%	4%	2%
家庭での省エネへの取組が進んでいる	73%	21%	5%	2%
再生可能エネルギーへの取組が進んでいる	68%	26%	3%	3%
家庭ごみの分別や出し方のマナーがよい	80%	12%	2%	5%
環境に対する意識が高い	64%	27%	5%	3%
環境教育が盛んである	63%	28%	4%	5%
環境保全活動が盛んである	73%	17%	6%	4%



R3生活環境について(事業者)	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない
空気がきれい	60%	26%	14%	0%
静かなところ	41%	44%	12%	3%
振動がない	35%	50%	15%	0%
水がきれい	59%	35%	6%	0%

いやなおいほしない	54%	31%	14%	0%
ごみが散乱しておらず清潔	74%	24%	3%	0%
不法投棄はみられない	76%	24%	0%	0%
自然が美しい	57%	31%	9%	3%
田園の風景が美しい	51%	31%	17%	0%
公園緑地が多い	46%	43%	11%	0%
資源や文化が残っている	41%	47%	12%	0%
水と触れ合う場が多い	34%	51%	14%	0%
街並みが美しい	41%	41%	15%	3%
ごみの捨て方のマナーは守られている	63%	31%	6%	0%
公園、緑地は適切に保全されている	43%	46%	11%	0%
文化財などは適切に保全されている	54%	31%	14%	0%
自然災害に対する安全性が高い	86%	14%	0%	0%
家庭での省エネへの取組が進んでいる	44%	50%	6%	0%
再生可能エネルギーへの取組が進んでいる	40%	49%	11%	0%
環境教育が盛んである	46%	46%	9%	0%
環境保全活動が盛んである	54%	34%	11%	0%

問 環境についての意見（地域の環境について感じる事・問題点・将来への展望など）

- ・市の取組や財政について、市民が納得できるよう公明正大な活動を心がけてほしい。
- ・空屋をどうにかして欲しい。
- ・獣が横行し農作物を荒らすので駆除してほしい。
- ・西部農道の側溝の草刈りと側溝上げをして欲しい。
- ・環境衛生委員会作って学習し実行して欲しい。
- ・コンポストの助成が以前あったと思うが、市内での設置例があったら情報発信をお願いしたい。
- ・田んぼやる人も減り、維持費がかかるので、田園風景を守るため助成してほしい。
- ・今まで行っていることはいい事だと思う。
- ・悪臭がする。
- ・前田地区の豚舎の悪臭を改善できないものか？
- ・秋田県の喫煙者が多いように感じる。SDGs よりそちらに対策を徹底して欲しい。
- ・SDGs と云う単語は初めて目にしたが地球環境と人々の暮らしについては興味関心を持っている。

る。最近目立つ事で河川、溪流釣りのマナーが悪い人が多い。

・地域に住んでいない土地の草刈りについて、働きかけをし、応じない時はペナルティ等何か対策を考えていただきたい

・先進的な自治体等の「まねっこ」してもいいので良いことは取り入れてみてはどうでしょうか。

・中間山地集落保全活動資金の継続と、高齢化に伴う人材が減ってきており、集落外道路市道等の整備を市で行ってほしい。草や木の伸び放題、側溝のつまりが多く危険になっている。

・地域の環境といっても都会と地方、都市と農村部ではとらえ方、現状が違う。一律とはいかないのではないか。ただ世界的に発生している温暖化に伴う自然災害などを目の当たりにし、少しでも一人一人ができる対策を身に着けるような学習もまた必要と思われる。

・空気も水もきれいだと思し、持続できればいいですが、高齢者が多くなるとごみ出しや分別等困難なことが増えてくる。自宅の前にゴミを出せる様になったらいい。

・山林保護に力を入れて欲しい。

・北秋田市道や野山に不法投棄が有り強い罰則規定と見守条例制定が出来ないものか。特に中央公園と児童公園、ハイランド等に目立ちます。

・子供や若い人たちがもっと「農業」や「食」への関心が持てたら良い。身体は食べたものから作られるので食品添加物や農薬について知ってもらえる機会があったら嬉しい。学校等で勉強以外の生きていく為に必要なことを教えてもらえたら幸いです。無農薬や減農薬のものが増えると嬉しい。

・北秋田市は比較的森林の大規模伐採がなく緑豊かな自然にめぐまれた地域。道路にゴミが捨てられていることもなくきれいな都市だと思う。このまま自然を保っていただけたらと思います。

・道路沿いの草刈りの整備を行ってほしい。ゴミ等も散乱目立ちます。東小学校近くの米代川沿いの「魚公園」せっかく作った公園なのに草木が生い茂っており、以前のような公園にしてほしい。

・環境保全、環境啓発にあたっては行政と市民や団体との協力関係が必要であるが、これらの活動に関し特定の市民や団体に「丸投げ」せず、行政が主導的な役割を果たしながらの協力関係を築いていただきたい。

・一人一人が悪い事はやらない。良い事には賛成し、すべてに気をつけて生活する事。若者も老人もみんなでがんばろう。

・①アンケートの結果を公表する事。②行政にどう活かすか公約すること。

・私自身、環境にあまり関心がない為か市の環境係でどういう事を行っているのか全くわかりません。市民に対してもう少しアピール、周囲、知ってもらう工夫をしても良いのでは。

・川の草が伸びても刈られていない。川で遊べる場所があれば良い。

・無理な開発などをしないで、自然の流れで推進して欲しい。合川町は自然環境にとっても恵ま

れている所だと思う。

- ・高齢化が進み、若い人が地域の美化などの保全活動への取り組みが盛んになることを希望する。
- ・市営住宅に住んでいる人にも、一家屋に住まわせて、この場所にずっと住んでもらうように、空屋を安く提供するか、無料で渡して、空屋を減らしていかないと、空屋の倒壊が進むのを防げない。
- ・ゴミの分別は良いが指定日前日には出さないように徹底してほしい。臭いがして困る。各町内会長へ徹底してほしい。
- ・40年、50年前に植えられた「人工林」は高齢化すると吸収できる二酸化炭素量が減少すると聞きました。古い木を切り、若い木を植え直し、古い切った木も活用することが出来たらいい。
- ・子どもたちは学校を卒業すれば家から離れて就職する。親たちは高齢になり、空き家も多くなってきている。自分に合う仕事が近くにあれば助かると思うが…。
- ・空き家・空き地が増えて集落内がジャングル化している。クマ等の出没も増えている要因ではないか。
- ・空気がきれい自然があるということ強く感じる。これらが残ってほしい。
- ・春雪解けのころの散歩は、雪の下からごみが出てきたり、犬のフンが出てきたりと憂鬱な気分になる。ごみは持ち帰る、犬のフンは飼い主が始末する。当たり前のことをきちんとやってほしい。
- ・生活に関する環境保全については現在不安疑問というものが全くなく、SDGsという言葉も初めて知った。今以上を維持していくために、個々の努力の重要性を痛感した。
- ・ごみの分別がしっかりしているのでごみ集積場がいつもきれいで気持ちが良い。
- ・自然を壊さず、まずは商業施設よりも雇用情勢をしっかり設けて、地盤を固めることが先決。若者の住みやすい環境を整え、活性化した街づくりを願いたい。娯楽等のものより、客として受け入れるより住人として受入れ、個々に責任を持たせたやり方の方が良い。
- ・阿仁川（神成地区）の洪水が心配である。川底を掘るなど対策はできないものか？
- ・このような呼びかけ活動を常に行ってほしい。
- ・北秋田市周辺で杉の木の伐採が良く見られますが…次の植栽についての計画がきちんとなされているのか心配です。伐採＝土石流にならないければいいのですが…。
- ・町に店舗が少なく大変困っております。
- ・これからの未来も住みやすさの形を変えながら維持していくために、ゼロカーボンやSDGsへの取組は期待したいし協力したい。
- ・旧銀座通り商店街はシャッターが閉まり、歩道も草が伸び放題。
- ・田園を守ることが、自然環境・自然災害に役に立つ。緑の保全が必要。
- ・集落内に空き家が複数ある。景観とかどどんすたれてひどい見た目になっているので、近所の住人は手を出せないこのような場所をなんとかしてほしい。

- ・河川敷の伐採を見かけますが、川への影響がないか心配です。商店街の空地が多くなっています。今後、そのような土地管理が心配です。
- ・若い人たちが村から出てしまい、子どもたちの声が全く聞く事が無く寂しくなります。
- ・高齢者に対する支援が色んな面で不足していると感じる。今後老人の占める割合が高まるにつれ、老人に対する様々な環境を整え充実させていかないといけないのではないかな。
- ・他県から来て 50 年、今は山あり、川ありで自然がいっぱいです。この自然を大切に未来に残していけたらと思う。
- ・子どもたちが早い段階から教育に SDGS を取り入れ、実践する能力を身に付けることが大切だと思います。
- ・市民への意識向上・啓発活動を活発に行っていただきたい。
- ・以前河川敷に記念樹として桜の木を植えたのですが、手入れされてなくて散歩コースなので残念です。
- ・収入が安すぎる。労働賃金を都市と同じにするべき。そして収入に対して物価や税金が高すぎる。
- ・車はプリウスに乗っているので、少しは環境にやさしくしています。
- ・下水道の整備が全市で行われるように希望します。
- ・自然環境を大事にしつつ子どもも若者もお年寄りも住みよい市の整備。
- ・台所の排水が直接河川に入るのが少し気になる。
- ・衣類の使えるものの回収や学用品の回収等をもう 1~2 回増やしてほしい。
- ・人口減少の進む今日では、やれる事は限られていると思うのでいかに効率良く、地球を守っていけるか、かなりの工夫が必要だと思う。
- ・前山・今泉地区の水道が頻繁に濁ったり砂が混ざったりして、大変迷惑で苦労しているので、なんとかキレイな水を提供してもらえるとありがたい。
- ・悪い病気が生まれない世の中に・・・。
- ・自然を残す地域と発展を進める地域を区分して、地域の発展や開発にも力を入れて取り組んで欲しい。
- ・鷹巣駅前よりのアーケードですが途中より工事が止まったまま残っているアーケードもだいぶ古くなっている。
- ・まずは役所で働く人達が手本を示してほしい。(通勤の方法等)
- ・一人ひとりのマナー向上が一番大切だと思う。
- ・人口の減少に歯止めがかからず、何をするにも盛り上がり欠けるように感じる。コムコム
の充電設備の不備をずっと放置していますが、あのような姿勢に、市としての意識の低さを感じる。
- ・取組み、地域の環境は今まで通りで良いと思う。子供達の将来のために安全で豊かな生活が出来るような環境づくりを。

- ・今後人口減少が進めば管理放棄地などが増え野生動物による人や農作物への被害も増えるのではないかと感じる。また、道路脇のごみなどポイ捨ては減っていないと感じるので、北秋田市だけではなく、国民のごみに対する意識も変えていかないといけないと思う。
- ・地域の環境の美化活動等には次の時代を担う子供たちにも積極的に参加してもらうことや、環境にもっと目も向けてほしいと思う。
- ・前例踏襲にとらわれない行政運営をお願いしたい。
- ・市内でもフリーマーケットがあればいい。
- ・カラスが同じ場所の道路に大量のフンを落とすのが近くを通ると異臭がしてきつい。歩けば苦しいくらい臭いなので対策を考えてもらいたい。
- ・個人個人の自然への関心と協力・努力が必要。
- ・ここ数年の異常気象による被害等を考えると、地球環境問題は待ったなしの状態に来ていることを痛感させられる。自分ができることは常に意識して実行していきます。
- ・街全体が暗い。道路のラインがない（白線・黄線）。道路の草・木の枝を切ってもらいたい。
- ・住民に対して自治会等に啓発活動をもっとすべき。
- ・自分で環境保全を心がけても過疎地域では、絶対数が少ないので無力感がある。もっと大規模で出来ることはないか模索したい。
- ・山の木が間伐されず混み合ったままの所が多く、地滑り等で環境破壊の可能性がある。ほぼ個人の山だと思うが、そういう人たちへの助言や指導も環境管理につながるのでは。
- ・大がかりなことを考える前に市営住宅の周辺環境を整えてほしい。自治会任せにせず、市として、やるべきことを行ってください。
- ・まずは働きがいのある地域・職場・環境改善を願っている。
- ・自然環境の重要性も認識しつつ、空き家対策などの街並みの景観なども考えて、実施することも重要なのではないかと。
- ・山には広葉樹をたくさん植えてほしい。葉っぱなどの落ち葉が自然の水のダムになり、生態系や環境にとっても大切な役割をする。百年後も緑あふれる秋田を残すべき。秋に紅葉が名物になるくらいたくさん植えてほしい。
- ・将来を見据え持続可能な社会実現のため、国・地方・各自治体が主体となって地球環境・自然環境等の課題に取り組んでいただきたい。
- ・世界の間人総参加体制で対応すべく大きな問題であると再認識すべきである。
- ・燃えないゴミの分別日があるが(2週に1日)悲しいことに捨てに行くと、燃えるゴミの1/3若しくはそれ以下の方しかだしておらず、ほとんど可燃で出されていると感じる。市でエコステーション、エコポイントを設け持ち込むごとにポイントをためて、市の特産品等と交換できるシステムなどを検討していただきたい。
- ・アンケートの取り組みは前向きでうれしい。
- ・SDGSの取り組みよりもコロナの方が今は重要かと思います。

- ・水質（水道水）の成分に問題があり、温水器など水回りに悪影響を与えていて飲料水として心配です。
- ・カラスの糞、お墓の供物が影響？
- ・関心がないわけではないが今のところさほど大きな不満・問題は感じていない。
- ・気候が災害レベルになっていくと思われるため、行政からも情報提供してほしい。
- ・ゴールや目標とそれへの手段やステップをもう少しはっきりしないと、活動する意欲が出ないと思う。
- ・ゴミを出さない生活と電気に依存しすぎない生活が必要。
- ・気候変動が激しい折、伐採を抑え、植林推進し災害の起きない環境を維持して欲しい。多目的避難所も必要。災害時他、感染症時は救急場所になるような。
- ・子どもが少ない、老人が多く、部落がなくなるのがこわい。
- ・ここ数年の全国的な自然災害があちこちである中、北秋田市の安心な生活環境に改めて感謝している。この先も安心・安全で住み良い北秋田市に魅力を感じ、若者が残るような北秋田市にしてほしい。
- ・行事や作業など各自が地域の事を考えて参加しなければ今後成り立っていかないのではないかな。
- ・昔から言われてきた大切なことを見つめなおすチャンスだと思う。
- ・空き家と墓。
- ・ごみの分別をきちんとやっています。
- ・環境が良好な反面、20～30代の人をあまり見かけない街で、少し心配になる。秋田県はどこも静かでごみが落ちてなくてびっくりします。
- ・災害はどこで発生してもおかしくない世の中で緑豊かな環境で生活できることの幸せを何世代の先までも残していけるよう個々の意識改革が重要だと思っている。
- ・田舎の方交通の良さが欲しい。
- ・今あるものをきれいに保存して行って、住民一人一人が「守っていかなきゃ」と思えるような具体的なものを出してほしいと思う。
- ・太田地区という旧町的たたずまいの中静かな環境であるが、町内住民同士挨拶し合う落ち着いた集落です。庭整備等自から手掛けており大変調和のとれた地域で和やかな雰囲気です。
- ・昔に比べ木が大きくなり里山が少なくなり、その影響かは不明だが、不法投棄、ゴミ捨ても目立っている。都会には無い自然と暮らしを維持、アピール出来るよう勧めてほしい。
- ・他市町村で実施している電線を埋設して電柱を減らすのは今後必要。
- ・環境整備には町全体での取り組みを継続していく必要があると感じる。それに合わせて避難場所などの非常用電源などの充実が必要と強く感じている。
- ・アメリカシロヒトリの防除のための薬剤散布はやめて刈り取りとかにしてほしい。
- ・銀座通り商店会のアーケードが老朽化しすぎていて、これは市の助成が無いと改善できない

問題。

- ・木は少し多すぎる気がするので、間伐してほしい。
- ・公園があまりないので、子どもが近場で遊べるような施設があるといい。
- ・自然はきれいだが、手入れがされていない。
- ・地域のクリーンアップに子どもがあまり参加していないので、地域みんなで参加できる呼びかけがもっと欲しい。
- ・地球温暖化に対する取組を行った方が良い。
- ・時々、変なおいがして息をしにくい。
- ・もっと各家庭で水やガスなどの節約を心がけたい。
- ・田んぼしかない。
- ・自然が豊かなので課外学習を増やしてもいい。
- ・最近、山の中にたくさん大きなトラックが行き来していて、空気が悪く感じる。
- ・クリーンアップをする日を市で定めてほしい。
- ・若者の意見を取り入れる、意見を聞く機会が増えると良いと思う。
- ・「ポイ捨てをしない」など当たり前のことを当たり前にしたい。
- ・商店街を前のように活気あふれ元気な感じになってほしい。
- ・もっとゴミ拾いのボランティアを増やして欲しい。
- ・マスクが道路によく落ちているので何とかしてほしい。
- ・国など大きい規模で環境について目標を決めても、国民全員が意識するわけではないと思うし、地球の環境以前に自分の環境が大変で意識する暇さえないという人もいると思う。
- ・もう少し子供たちが楽しく過ごせるような場所を作ってほしい。
- ・生まれ育った地域が将来もきれいであってほしい。
- ・もう少し人が増えてほしい。
- ・自然のことなどを考えながら建物づくりをして欲しいと思った。
- ・ポイ捨てをしないように心がけ、月に一度と日付けを決めてクリーンアップをすればいい。
- ・今の自然(森林や田畑川など)を残しつつも新しいシステムを導入したりしてより良い地域にして欲しい。
- ・町があまり発展していない。
- ・まわりに田んぼや川があるのに、ふれあう機会が少ないから増やして欲しい。
- ・美しい街並みを絶えず継続させていきたい。
- ・持続可能な社会にしていくために、地球の環境のことなどの取り組みを増やしてみてください。
- ・この環境大きく変わってほしくない。
- ・北秋田市の魅力をどんどん発信して行ってたくさんの人たちが県外から訪れてほしい。
- ・自分の生活と貧困に苦しんでいる人たちとは、大きな差があると思っているので、この差

が少しでもなくなるような活動をしていきたい。

- ・空気はきれいだと思うが、ゴミのポイ捨てが目立つ。
- ・ショッピングセンターが増えてほしい。
- ・もっと木や植物が増えて、いい空気になるようにしてほしい。
- ・できるだけリサイクルなど、自分ができる活動に取り組んでいきたい。
- ・自ら進んで、自分の町をきれいにしたい。
- ・SDGsなどを導入し、今のことも、将来のことも考えて暮らしやすい町づくりに務めていけたらいい。
- ・SDGsについて意識したことはありませんが、持続可能な開発を行うことで今後良い影響が出るといいなと思うので、どんなことをしているのか示してもらいたい。
- ・自分の地域の環境にもっと興味を持って、市全体で協力して地域をきれいにしていくことが大切だと思う。

資料 5 用語解説



アジェンダ 21

1992年ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ市で開催された地球サミットで採択された21世紀に向けての環境保全行動計画。開発と環境保護を両立させるため、各国がなすべきことをまとめた行動計画（アジェンダ）。

一般廃棄物

主として産業廃棄物以外の家庭から排出される生活ごみ、し尿等の廃棄物をいう。

ウォームビズ

秋季、冬季には厚着をすることによって、暖房設備のエネルギー使用量を減らそうという運動。「ノーネクタイ、ノージャケット」の軽装を勧めた夏の「クールビズ」の秋冬版。

エコ（ECO）

エコロジーの略。自然環境保護運動。人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和をめざす思想。

エコマーク

日本環境協会により、資源を再利用するなど環境保全に役立つ商品に商品に付けられるマークのこと。

エコドライブ

燃料消費量やCO₂の排出量を減らし、環境負荷の軽減に配慮した地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。

SDGs

Sustainable Development Goals の略で、「持続可能な開発目標」と訳されている。平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標で、令和 12 年（2030 年）までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、政治・自治体・企業・個人といった全ての人々が目指すべき目標とされている。

LED照明

Light Emitting Diode の略。発光ダイオード(LED)を使用した照明器具。低消費電力で長い製品寿命の特徴がある。

温室効果ガス

大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称。従来から問題にされてきた二酸化炭素(CO₂)のほかに、メタン(CH₄)、フロン、亜酸化窒素(N₂O)なども温室効果を引き起こし、単位量当たりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が大きいとされる。

力

海洋プラスチックごみ

海洋に流出したプラスチックごみの総称。プラスチックごみは分解しにくいいため、シート状の物は餌と誤認されて摂取されたり、体に巻き付いたりし、海洋生態系に影響を及ぼしている。5 mm以下のものはマイクロプラスチックと称され、生態系に取り込まれやすいほか、その表面に化学物質が吸着することによる影響が懸念されている。

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

簡易水道

給水人口が 101 人以上の都市や集落へ飲料水を供給するシステムを「水道」といい、そのうち、給水人口が 5,000 人以下のものを「簡易水道」という。

環境放射線

人間の生活環境にある放射線。広義には人間が受けるすべての放射線。狭義には患者が医療上受ける放射線と作業者が職業上受ける放射線を含まない。

環境ラベル

消費者に環境にやさしい消費行動を促すため、その製品が環境に配慮していることなどを示す製品に添付されている表示の一つ。

COOL CHOICE（クールチョイス）

「低炭素社会実現のため、省エネ・低炭素型の製品、サービス、行動など地球温暖化対策のあらゆる賢い選択を促す国民運動のこと。例えば、エコバックの利用、マイボトルの使用、パソコンの省エネ設定、使用しない電気製品の電源 OFF、エコドライブをする、WEB 会議・テレワークの実施なども COOL CHOICE の一環。本市では平成 29 年 4 月 27 日に「COOL CHOICE」に賛同登録し、温暖化対策とともに快適な暮らしにつながる「賢い選択」の普及啓発活動を行っています。

クールビズ

地球温暖化対策や夏期の電力不足の解消効果をはかり、環境省が推奨している夏のビジネス用軽装の愛称。夏の間、室内の冷房温度を 28℃程度に設定しても効率的に働けるように、体感温度が 2 度程度下がるとされる「ノーネクタイ、ノージャケット」スタイルで活動することを意味する。ビズはビジネスの略で、クールに「格好良い」と「涼しい」の意味をもたせている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境の負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

グリーンマーク

古紙の利用を促進するために、古紙再生促進センターの認定を受けた古紙再生利用製品につけられるマークのこと。

公共下水道

市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道。終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

耕作放棄地

以前は畑として耕され農作物が生産されていたが、現在は耕作地としては使用されておらず、今後も農作のためには使用されないと見なされる土地。現在耕作されておらず、利用程度が周囲の他の耕作地よりも著しく低い農地は「遊休耕地」とも呼ばれる。

COP21 (コップ21)

国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議の略称。先進国だけに対策を義務付けてきた京都議定書に代わり、途上国を含むすべての国が参加する枠組みをめざしたもの。

サ

最終処分場

ごみ焼却場から出る灰や破砕処理場から出る不燃物、再利用や再資源化がむずかしいごみ、廃材、不用品、汚泥などを処分する施設。

再生可能エネルギー

半永久的に自然界から得られ、継続利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料やウラン燃料などと異なり、自然の営みによってエネルギー源が絶えず再生・供給されるため、こよばれている。太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマス（生物資源）などがある。

産業廃棄物

工場等における事業活動に伴って生じる、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等の 19 種類を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。事業者が自らの責任で適正に処理する責務がある。

酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの汚染物質を取り込んで酸性を示す雨。雨は一般に二酸化炭素（炭酸ガス）を吸収して微弱な酸性を示すが、都市圏や工業地帯では大量の酸性の汚染物が排出されるため強い酸性を示す雨がみられる。湖沼、土壌、森林の生態系などに影響を与える。

CSR

Corporate Social Responsibility の略で、企業は利益追求、法令遵守だけでなく、あらゆる利害関係者で消費者をはじめ社会全体の多様な要求に対し適切な対応をとる社会的責任があること。

次世代自動車

「ハイブリット」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の 4 種類を指します。いずれも環境を配慮し、地球温暖化の防止を目的にしているので、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっている。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもある。

循環型社会

環境への負荷を減少すべく、自然界から採取する資源を少なくし、持続可能な形で循環させることによって、廃棄されるものを抑える社会。生産、消費を抑えることでごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという 3 R（Reduce、Reuse、

Recycle) を国として積極的に推進している。循環型の生活を提唱する、エコロジーやスローライフといったライフスタイルとしても浸透してきている。

浄化槽

トイレの汚水や生活雑排水を下水道へ直接放流できない地区で、汚水などを微生物の活動を利用して下水道へ放流できる状態まで浄化する設備。

上水道

給水人口が 101 人以上の都市や集落へ飲料水を供給するシステムを「水道」といい、そのうち、給水人口が 5,001 人以上のものを一般的に「上水道」と称している。

食品ロス

食べられるが廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、飲食店や家庭での食べ残しなど。

水源かん養

森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させることにより、洪水を緩和し河川を安定させる。また、森林から流出する水は濁りが少なく、適度にミネラルを含み、中性に近い。このように、森林の存在が川の流量や水質を社会に適す状態に変えてくれるはたらきのこと。

3R (スリーアール)

大量廃棄社会から循環型社会への転換が求められる中で、ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語。リデュース (Reduce 廃棄物の発生抑制), リユース (Reuse 再使用), リサイクル (Recycle 再生利用・再資源化) という英語の頭文字をとった言葉。発生源からごみを断つという意味で、リフューズ (refuse ごみになるものは買わない) を加えて、4R と呼ばれる場合もある。

生物多様性

人類をも含む約3千万種と言われる地球上の生物が、互いに結びつきバランスをとりつつ存在している状態をさす。

ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体のこと。

タ

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすとされる。人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス等が原因であるとされ、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

ナ

農業集落排水

農村のし尿や生活排水を処理する施設、またはその整備事業のこと。下水道よりも小さい数集落単位の規模で汚水を集め、処理して農業用水路や河川に戻す。

野焼き

廃棄物を野外で焼却すること。枯れ草やわらを燃やして灰にし、肥料として使う。燃やさずに肥料にすると酢酸などが出て、水はけの悪い田んぼでは稲の根などを傷つけることがある。ただし、野焼きは廃棄物処理法などで原則禁止されている。

ラ**リターナブルびん**

ビールなどのメーカーが酒販店などから回収し再利用する瓶。ビール瓶や一升瓶など。返却すれば容器代が払い戻され、洗って繰り返し使用(リユース)できる。使い捨て瓶より環境への負荷が低くなる。

レッドデータブック

レッドリストに選定された野生生物について、分布、生息・生育環境、生息・生育状況、絶滅の要因、保全対策などをとりまとめたデータ集。

レッドリスト

野生生物について生物学的観点から絶滅の危険性を評価し選定したリスト。